

第十一編 農村問題

概説

昨大正十年の凶作を機として始めて燎原の火の如く全国の田園を席捲したる小作人の運動は、本年度に入りてはその組織を整備し、その戦術を鮮鋭にして益々猛烈に地主に殺到した。かくて都會に於ける労働爭議が、財界不況の爲めに、専ら資本家の攻勢にその端を發し、労働者の惨敗にその局を結んだのに對し、田園に於ける小作爭議は、徹頭徹尾小作人の積極的運動とその勝利とに終止し、前者に對して顯著なる對照を爲した。之れに基いて農村に於ける問題は非常に複雑且つ深刻となり、又従つて農村に關する論議は空前の盛況を呈した。これが本年度農村問題の面目である。

先づ第一に注意すべきは農村に於ける組合運動の組織發達である。本年四月九日第

組合が次第にその組織と規模の見るべきものを示しつつあることは顯著なる事實である。

かくの如くにして、小作人運動の組織は本年度に於て飛躍的發達を示したのであるが、然らばその戦術は如何。從來小作人の用ひたる最後の威嚇手段は小作地返還の聲明であつた。然るにそれが或場合小作人の立場を失はしむるものなることを悟つて以來、彼等は耕地を返さぬこととし、その代り要求の聞かれざる場合には小作料不納同盟を敢行することとなつた。即ちその戦術が本年度に於て、消極的の耕地返還より積極的の不納同盟に進轉したのを我々は見るのである。尙先きに一言したるが如く要求の目標を各地に於て、統一的に永久三割減と爲し以てこれを威力あるものたらしめた點に於て我々の注目に値する。

一回總會は神戸に於て開催したる日本農民組合はその成立の當初に於ては急進派の漫罵を浴びたるものであるが、農村に於ける實際の氣運は此組合をして短時日の中に駭目すべき發展を遂げしめた。即ち本年度末に於ては支部總數二百餘、組合員總數七萬に達し、且つ各地に聯合會を組織し、本年秋季に於ては各地一齊に小作料永久三割減の要求を提出し、堂々の陣容を以て地主を壓倒せんとするに至つたのである。かくの如く日本農民組合は、その幹部の思想及び態度の如何に拘らず、實際の必要に促進せられて駿々として發展の道程を進めつゝあるが、今日までの所では大體に於てその勢力範圍とも見るべきは、岡山、群馬、大阪兵庫、京都等の數府縣に限られてゐる。但しその他の府縣に於ても小作人の運動は今や殆んど全く組合の形式を採り、且つその

以上の如き陣容と戦術とを以てする小作人の運動は各地に於て殆んど百戰百勝の概があつた。永久三割減の要求をその儘に貫徹した所は少なかつたが、しかし永久一割

五分乃至二割五分減で解決した所は随分多かつたのである。勿論紛争の儘越年したものの、相當にあることは今改めて云ふまでもないことであらう。

小作人運動の組織と威力の増進に伴つて、これが對策は地主側及び爲政者にとつて愈々緊急事となつた。例の農商務省小作制度調査委員會は昨年度に於て小作制度等に關する二三の調査の結果を發表したる以外、今日に至る迄殆んど何等爲すところがない。一時噂のあつた小作法案も地主側の反對を慮つて自滅したやうである。それに代つて小作爭議調停法案を先づ議會に提出すべく準備したが、之れに對しても既に小作人の一部に猛烈な反對が現はれてゐる。更に同委員會は最近農村問題の論議の熾烈なるに驚き年末に至つて急に自作農創定案なるものを附議することになつたのであるが、その研究原案なるものゝ發表されたのを見ると、今後二百三十六年を期して現在の小作地全部を自作地たらしめんとする實に驚くべき遠大なる計畫である。

然らば地主側の對策は如何。有島武郎氏が北海道に於ける其所有地四百五十町歩を無償にて小作人に譲渡したるが如きは、もとより一般地主の夢想だもせざる所、彼等は各地に於て土地分讓の名の下に、實は小作人に土地を賣付けようと試みたが、勿論成功すべくもなかつたので、或地方では所謂共同耕作を企て、賃銀勞働者を雇備し、機械力を應用して大農式經營を試みたが、之れ亦結果は良好ではない。地主の中には桑、桐、竹等を耕地に植ゑた者もある。更に埼玉縣北埼玉郡に於ては十一箇の町村地主が十月初旬に『土地國有期成同盟會』を組織し、大々的に土地國有運動を起すのととであつた。これは勿論國家をして其土地を買はしめんとするものであるが、これによつても地主の困憊の如何なるものであるかを想察することが出來よう。

更に地主の團體たる帝國農會が所謂農村振興の名の下に活動しつゝあることは更めて云ふ迄もないが、十一月下旬に至り、その別働隊として中央農事協會なるものを設

立し、以て『農業政策の樹立と其施設とに貢献し、而して農業の復興、農村文化の進展を以て我國家を危機より脱せしむるに至らんことを』期するに至つた。更に之れと相前後して横井時敬氏等を主腦とし『地主、小作、自作、勞働者などの階級を、一部人士の唱ふるが如く差別的觀念によつて觀るものではなく、共存共榮自助自救の大義に基づき、是等凡ての民衆の幸福上進を圖り農村繁榮の道を講じ、進んで國本の確立を期する』ところの農民聯盟なるものが組織せられた。同時に各政黨が遽然として農村問題を論議するに至つたことも顯著なる事實である。

小作人運動を中心として見たる大正十一年度の農村問題は大要右の如きものであつた。その個々の事象及び其他の詳細は總て之れを本文の記述に讓る。

第一 農業概況

1 總戶數及農家戶數(耕作に従事せざる地主を除く) (大正十一年六月五日官報農商務省發表)

年次	總戶數	農 業 戶 數					合 計	專 業 農 家	兼 業 農 家	專 業 農 家	兼 業 農 家
		專 業 農 家	兼 業 農 家	合 計	專 業 農 家	兼 業 農 家					
大正元年	九,四三〇,九九一	三,六八四,四九三	一,七五三,五五八	五,四三八,〇五二	三九・一	一八・六一					
同 二 年	九,四九四,八九一	三,七〇七,七八八	一,七三六,六三二	五,四四三,七一九	三九・〇四	一八・二九					
同 三 年	九,五九〇,三四六	三,七三三,六一〇	一,七三三,六二二	五,四五六,二三二	三八・九三	一七・九七					
同 四 年	九,七二八,八四〇	三,七四八,〇二〇	一,七〇三,一六九	五,四五二,一八九	三八・五三	一七・五一					
同 五 年	九,八六〇,八三五	三,七八七,三七七	一,六七〇,四六六	五,四五七,七九三	三八・四〇	一六・九四					
同 六 年	一〇,〇一〇,四七〇	三,七九六,九九七	一,六六九,三六四	五,四六六,三六一	三七・九三	一六・六八					
同 七 年	一〇,一六六,〇四八	三,八一九,九四三	一,六五八,八四一	五,四五七,七八四	三七・七二	一六・三六					
同 八 年	一〇,三三一,〇七五	三,八三七,〇八〇	一,六四四,一〇七	五,四八一,一八七	三七・七八	一五・九〇					
同 九 年	一〇,四五七,七五四	三,八三三,六八八	一,六六一,八七五	五,四五五,五六三	三六・五五	一五・八九					

2 耕地所有の廣狹に依り區別したる地主戸數 (大正十一年六月五日官報農商務省發表)

年次	五 段					合 計	五 段 未 滿	五 段 以 上	一 町 以 上	三 町 以 上	五 町 以 上	十 町 以 上	五 十 町 以 上	合 計	百 分 比 例							
	未 滿	以 上	一 町 以 上	三 町 以 上	五 町 以 上										十 町 以 上	五 十 町 以 上	五 段 未 滿	五 段 以 上	一 町 以 上	三 町 以 上	五 町 以 上	十 町 以 上
大正元年	二,三四三,九一四	一,二四三,五三八	八七九,九八〇	二六七,二六六	一五五,三七九	四一,二四九	二,九三三	四,九〇三,二五八	四七・七八	二五・三六	一七・九五	五・四五	二・五五	〇・八四	〇・〇六	五・四五	二・五五	一七・九五	五・四五	二・五五	〇・八四	〇・〇六
同 二 年	二,三五〇,〇三三	一,二三〇,六八九	八八二,三三三	二六三,五九九	一三三,三五五	四〇,七六二	二,九六三	四,八九八,六六三	四八・〇八	二五・三二	一八・〇一	五・三八	二・五三	〇・八三	〇・〇六	五・三八	二・五三	一八・〇一	五・三八	二・五三	〇・八三	〇・〇六
同 三 年	二,三四九,九九一	一,二二七,〇四〇	八八〇,二八八	二五九,一〇〇	一三三,一四九	四一,四一八	三,三九九	四,八七三,三九五	四八・三三	二四・九七	一八・〇六	五・三三	二・五二	〇・八五	〇・〇七	五・三三	二・五二	一八・〇六	五・三三	二・五二	〇・八五	〇・〇七
同 四 年	三,三六二,四一五	一,二〇五,九九六	八七九,九六二	二五七,四三二	一三〇,二三四	四〇,九九八	二,三〇七	四,八七〇,三三三	四八・五一	二四・七六	一八・〇七	五・二八	二・四七	〇・八四	〇・〇七	五・二八	二・四七	一八・〇七	五・二八	二・四七	〇・八四	〇・〇七
同 五 年	二,三六二,一三三	一,一九二,一〇三	八八四,九四三	二五四,四六〇	一二〇,三四六	四一,三三二	三,四八二	四,八五八,八九	四八・六二	二四・五三	一八・二二	五・二四	二・四八	〇・八五	〇・〇七	五・二四	二・四八	一八・二二	五・二四	二・四八	〇・八五	〇・〇七
同 六 年	二,三六三,三三〇	一,一七三,一三六	八八八,四九三	二五一,二五三	一二一,〇五九	四二,六〇一	三,四九五	四,八四三,一六七	四八・八〇	二四・三三	一八・三四	五・一九	二・五〇	〇・八八	〇・〇七	五・一九	二・五〇	一八・三四	五・一九	二・五〇	〇・八八	〇・〇七
同 七 年	二,三六六,四七七	一,一七一,二六三	八八九,九八七	二五四,四三六	一二三,六二七	四三,八二九	三,五八六	四,八六二,一七五	四八・八八	二四・〇九	一八・三〇	五・二四	二・五二	〇・九〇	〇・〇七	五・二四	二・五二	一八・三〇	五・二四	二・五二	〇・九〇	〇・〇七
同 八 年	二,三八一,三三八	一,一七六,三九六	八八五,一九五	二三二,一六六	一二二,一四一	四三,九九九	四,三三六	四,八四五,二八〇	四九・一五	二四・二八	一八・二七	四・七七	二・四九	〇・九五	〇・〇九	四・七七	二・四九	一八・二七	四・七七	二・四九	〇・九五	〇・〇九
同 九 年	二,三九七,一七三	一,一八〇,九九三	八八二,五五〇	二三七,三九八	一二三,〇三五	四三,九六二	四,二四九	四,八六一,三六〇	四九・三二	二四・二九	一八・一五	四・六八	二・五一	〇・九七	〇・〇九	四・六八	二・五一	一八・一五	四・六八	二・五一	〇・九七	〇・〇九

3 耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數 (大正十一年六月五日官報農商務省發表)

年次	五段末滿					五段以上					合計		
	未滿	以上	一町以上	二町以上	三町以上	五町以上	合計	未滿	以上	一町以上		二町以上	三町以上
大正元年	二、〇九、四三〇	一、八〇八、三七六	一、〇六六、二八二	三三四、三五〇	一五三、六六二	六五、九五三	五、四三八、〇五一	三七、二四	三三、二五	一九、六一	五、九六六	二、八三	一、二二
同 二年	二、〇〇二、五三四	一、八二六、二五七	一、〇七九、四六八	三三八、五三九	一四九、八〇八	六七、一三三	五、四四三、七一九	三六、七九	三三、三六	一九、八三	六、〇〇四	二、七五	一、三三
同 三年	一、九九九、一九九	一、八一九、九六六	一、〇八八、四六三	三三二、八二五	一四九、五八〇	六七、二五八	五、四五六、三三二	三六、六四	三三、三五	一九、九五	六、一〇〇	二、七四	一、三三
同 四年	一、九八九、一三〇	一、八三三、一八九	一、〇九三、二六六	三三〇、〇八三	一四九、三六七	六八、一五四	五、四五二、一八九	三六、四九	三三、四三	二〇、〇四	六、〇〇五	二、七四	一、三五
同 五年	一、九八八、八三一	一、八二七、三三〇	一、〇三三、八八八	三三三、一八九	一四八、三三三	六八、四三三	五、四四七、七九三	三六、四〇	三三、三〇	二〇、二二	六、〇一一	二、七二	一、三五
同 六年	一、九六八、三八〇	一、八三六、六七三	一、二一五、六九三	三三五、六九三	一四九、七〇二	七〇、三三〇	五、四六六、三六一	三六、〇一	三三、四二	二〇、四一	六、〇一四	二、七四	一、三八
同 七年	一、九四六、六二九	一、八三三、九〇三	一、二三三、九二二	三三六、六二四	一五三、二三六	七一、四八一	五、四七六、七八四	三五、五四	三三、三三	二〇、七〇	六、〇三三	二、八二	一、三一
同 八年	一、九三八、三八二	一、八二八、六五三	一、二三三、二七五	三三〇、一八一	一五五、一〇六	九五、五九一	五、四八一、一八七	三五、三六	三三、一八	二〇、六八	六、〇三二	二、八三	一、七四
同 九年	一、九三五、一五二	一、八二九、四三三	一、二三三、三六五	三三〇、八九四	一五三、九二七	九一、七九三	五、四八四、五三三	三五、二八	三三、三六	二〇、六六	六、〇三二	二、八一	一、六七

4 農業に關する教育を受けたる者の現在數 (大正十一年六月五日官報農商務省發表)

農學校、農事講習所又は之に準すべきものを卒業したる者

農事講習所又は之に準すべきものに於て講習を受けたるもの

農學校農事講習所又は之に準すべきものを卒業したる者

農事講習所又は之に準すべきものに於て講習を受けたるもの

年次	小學校程度			中學程度			高等學校程度			大學程度			合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
大正元年	二二七、〇六四	二九、九五八	一、八七〇	六六一	二四九、五五三	七五三、四二八	一、〇〇三、九八一	二一、六四	二、九九	〇・一九	〇・〇六	二四、八八	七五・二二
同 二年	二五八、一四六	三三、九九八	一、九九七	七二四	二九四、八六五	八二〇、六五三	一、一〇五、五一八	二二、三五	三、〇八	〇・一八	〇・〇六	二六、六七	七三・三三
同 三年	二九九、四〇八	三八、一三〇	二、二八〇	八九八	三三〇、六七六	八〇八、七三〇	一、一九九、四〇六	二四、九六	三、一八	〇・一九	〇・〇七	二八、四〇	七一・六〇
同 四年	三三六、六三五	四一、六六六	二、四〇〇	九二八	三八一、六〇九	九〇七、二二三	一、二八八、八八一	二六、二二	三、三三	〇・一九	〇・〇七	二九、六一	七〇・三九
同 五年	三七五、一六三	四三、六二七	二、七〇二	一、〇三〇	四三四、五三二	九六八、七二二	一、三九三、三三四	二六、九三	三、二八	〇・一九	〇・〇七	三〇、四七	六九・五三
同 六年	四三六、八二四	四九、九九九	二、九〇二	一、一四四	四九一、八六九	一、〇九、六〇六	一、五一、四七五	二八、九七	三、三二	〇・一九	〇・〇七	三三、五四	六七・四六
同 七年	五〇七、二五三	五四、九八五	三、二二六	一、一九四	五六六、六八二	一、〇七、四六四	一、六三七、一三三	三〇、九八	三、三六	〇・二〇	〇・〇七	三四、六一	六五・三九
同 八年	五七六、九九五	六一、〇三二	三、七五三	一、二七六	六四三、〇四六	一、二五、四七七	一、七五八、五三三	三三、八一	三、四七	〇・二二	〇・〇七	三六、五六	六三・四四
同 九年	六六七、七三四	六七、六七八	三、八七〇	一、三七四	七四〇、六五六	一、二四八、三八七	一、八八九、〇四三	三五、三四	三、五八	〇・二二	〇・〇八	三九、二二	六〇・七九

百分比例

5 大正十年末農事現勢

(大正十一年十二月十日)
(三日農商務省發表)

一 農家戸數

大正十年末農家戸數(耕作に従事せざる地主を含まず)は五百四十五萬五千六百八十一戸にして之を前年に比すれば二萬八千八百八十二戸を減少し從來年々漸増の傾向にありしに比し著しき現象と見ることを得べし。更に耕作状態より觀察すれば、自作農は百六十六萬九千九十戸(三割一分)、小作農百五十五萬四千六百六十七戸(二割九分)自作兼小作農二百二十三萬九千二百二十四戸(四割一分)なり。今最近十箇年間に於ける農家戸數の状態を見るに、自作農は漸次減少し、小作農は増加の傾向に在り。自作兼小作農は明治四十四年より大正六年迄は漸次増加し、其後は稍減少を見たることあるも、大體に於て増加の趨勢に在り。而して此農家戸數を耕地の面積より見るときは、五反未滿を耕作する農家は百九十一萬六千五百八十三戸(三割五分)、五反以上一町未滿百八十二萬二千七百七十三戸(三割二分)、

一町以上二町未滿百十四萬二千九百三十戸(二割一分)、二町以上三町未滿三十三萬四千三百四十二戸(六分)、三町以上五町未滿十五萬六千六百六十七戸(三分)、五町以上八萬八千九百八十六戸(二分)に相當せり。而して之を最近十箇年に就て見るに、五反未滿の農家は、實數に於ても亦比例數に於ても年々減少を示し、五反以上一町未滿は明治四十四年より大正四年迄は漸次増加を示し、以後は増減相半せり。然れども最近五箇年を通覽すれば、比例數に於て増加の傾向を辿れり。而して一町以上二町未滿も亦増加の傾向に在りと雖も、其他に於ては最近減少を見たり。

二 耕地所有地主戸數

大正十年末に於ける耕地所有地主戸數(耕作に従事せざる地主を加ふ)は四百八十五萬二千六百九十二戸にして、之を前年に比すれば八千六百六十八戸を減少し、最近五箇年間の状態は増減相半せり。今更に所有耕地の廣狹に依り區別すれば、五段未滿のもの二百三十九萬五千九百八十四戸(四割

九分)、五段以上一町未滿百十七萬四千二百七十六戸(一割四分)、一町以上三町未滿八十七萬九千七百八十五戸(一割八分)、三町以上五町未滿二十一萬八千七百四十八戸(五分)、五町以上十町未滿十二萬六千六百九十五戸(三分)、十町以上五十町未滿四萬七千九百二十七戸(一分)、五十町以上四千二百七十七戸(一厘)なり。而して耕地所有の状況は五段未滿、十町以上五十町未滿五十町以上のものは年々増加の傾向を示し、五段以上一町未滿三町以上五町未滿は年々減少の傾向を示し、其他の階級も亦稍減少の傾向に在り。尙耕地所有地主戸數中耕作に従事せざるもの、數を見るに、明治四十三年に於ては百一萬七千四百十五戸なりしも、以後漸次減少し來り、大正六年には九十一萬九千三百八十七戸となり、其後亦増加の傾向を示し、大正十年に於ては九十五萬千六百七十八戸となり、最近五箇年平均に比するも亦二萬九千二百四十二戸を増加せり。

三 耕地段別

大正十年末耕地段別(休閒段別を含む)は六
百九萬七千九百二十六町にして、内田段別
は三百四萬四千八百九十町四段、畑段別は
三百五萬三千三十五町六段にして、前年に
比し田段別は一萬九百十六町を増し、畑段
別は二千七百三十三町を増加せり。而して
此耕地段別の増減如何を見るに、明治四十
四年(十箇年前)に比すれば田段別は四分五
厘、畑段別は九分七厘の増加なり。又田畑
の耕作状態の割合を見るに、田に於ては自
作四割八分、小作五割二分にして畑に於て
は自作五割九分、小作四割一分の割合なり。
尙最近十箇年間に於ける趨勢を見るに小作
は自作に比し田畑を通じて漸次増加の傾向
あり。

四 農業教育を受けたる者の現在數

農業教育を受けたる者の大正十年末現在數
は百九十九萬千六百四十人にして、内小學
程度七十四萬千八百九十一人(三割七分)、
中學程度七萬四千八百八十一人(四分)、高等學
校程度三千八百五十四人(二厘)、大學程度
千三百八十九人(約一厘)、農事講習會又は

之に準すべきものに於て講習を受けたる者
百十七萬四千二十五人(五割九分)なり。之
を明治四十四年(十箇年前)に比すれば總數
に於ては百八萬三千三百四十二人(十一割九
分)の増加なり。更に明治四十四年を百と
して各階級別の指數を求むれば、小學程度
三九九、中學程度二六五、高等學校程度三
三一、大學程度二二六、農事講習會又は之
に準すべきものに於て講習を受けたる者
一六九に相當せり。尙農業教育を受けたる
者の一人當り農家戸數を見るに、明治四十
四年に於ては約六戸に對し一人の割なりし
が、大正十年に於ては約三戸に對し一人の
割に相當せり。

6 大正十年末朝鮮農事現勢

(朝鮮總督府調査)

一 農業者數

(一)内地人戸數一萬二千八百八十七戸、人口四
萬一千四百六十一人、(二)朝鮮人二百七十
萬五千五百三十四戸、一千四百三十六萬七
十六人、(三)支那人一千二百二十一戸、三千
九百八十一人、(四)其他の外國人七戸、十

六人、合計戸數二百七十一萬六千九百四十
九戸、人口一千四百四十萬五千五百三十四
人にして、之を、

二 經營狀況

より觀るときは(一)事業者戸數二百二十五
萬六千九百二十戸、(二)兼業者四十六萬二
十九戸にして、内(三)地主九萬七千五百五
(四)自作五十三萬三千八百八十八戸、(五)自
作兼小作九十九萬四千九百七十六戸、(六)
小作百九萬一千六百八十戸なりとす。

三 道別分別狀態

(一)内地人に於ては慶尙南道の二千十八
戸、八千六百九十一人を最多とし、全羅南道
の一千七百九戸、六千八百三十六人、京畿道
の一千六百九十戸、六千九百七十七人に次
ぎ、咸鏡北道の三十六戸、百十四人を最少
とす。(二)朝鮮人にありては慶尙北道の三
十三萬二千六百三十一戸、百七十六萬三百
五十人を最多とし、全羅南道の三十二萬九
千六百八十一戸、百六十九萬二千六百九人、
慶尙南道の二十七萬五千三百三十五戸、百四
十五萬七千三百人、京畿道の二十四萬一千

七百十六戸、二十七萬二千三十八人等の順序にして、咸鏡北道の六萬八千二百二十五戸、四十三萬五千八百七十七人を最少とす(三)支那人に於ては京畿道二百二十戸、八百四十七人を最多とし、平安南道二百十六戸、八百五十五人、黄海道百三十一戸、四百七十七人之に次ぎ、江原道の十戸、二十八人を最少とす。

四 前年末現在との比較

(一)内地人に於て七十七戸、五百九十三人の増加を示し、(二)朝鮮人に於て四千二百戸、八千三百八十人を減少し、(三)支那人に於て百五十五戸、三百二十七人に増加し其他外國人に於て二人を増し、差引三千八百七十戸、七千四百五十八人を減少せり。

7 各府縣に於ける農事狀況

イ 大阪府下の農村狀態

大阪府農會の調査によれば、大正十年末現在にて、前年末に比し、農家戸數九百餘戸を減少し、專業農家に於て千二百三十七戸を減少してゐる。これ「農業利潤少き爲め商工業に轉業した者多きに依る」と述べてゐる。

前年末に比較し、自作に於て六十八戸、小作に於て四百九十九戸、自作兼小作に於て四百二戸計九百六十九戸の減少を來してゐる。これは又「商工業への轉業多き爲めである」と云つてゐる。

耕地所有の廣狹により區別して、五段未滿のものは千二百戸、五段以上四百戸、一町以上百五十戸、五町以上十三戸の増加となり、三町以上九十戸、十町以上七戸の減少を來し、合計に於て一千六百餘所の増加を見る。即ち小地主増加し、中地主減少の傾向を示してゐる。これ「物價騰貴、米價下落等にて窮境にある中地主は其土地を賣却し、副業の好調、勞働賃の收入多き小農は漸次生計に餘剰を生じたる結果」と論じてゐる。

耕作する耕地の廣狹により區別して、五段未滿百七十五戸、五反以上百九十二戸、一町以上三百八十五戸、二町以上百五十二戸、三町以上六十二戸、五町以上二戸、計九百六十八戸を減少してゐる。これ「農業利潤の少き爲め他に轉業した爲めによる」と説いてゐる。

ロ 兵庫縣下の農家狀態

兵庫縣廳は六月二十三日左の如き發表をした。

大正六年迄既住十箇年の平均數を見ると、自作農千六百四十九減、小作五百三十九増、自作兼小作八百二十七減、差引千三百六十一戸の減少であつた。然るに大正七年に至り米價騰貴(一月十三圓、十二月二十八圓)の爲自作は千百八十五減じたが、小作は千二百七十五増、自作兼小作は千九百六十六増を見、差引二千五十四石増加した。米價昂騰が直ちに小作の増加を見るのは明かな事實で、大正八年には自作は五十二減、小作は千六百二十六増加し、反對に自作兼小作が千六十二戸減少した。處が、農家の増加率は五百十二戸で前年より遙に低率を示した。

大正九年を見ると自作三百四十二減、小作五百五十四減、自作兼小作七百四十八増を示して居るが、之は下半年の打撃に依るもので、副業及勞役收入の減少がこたへたのである。大正十年は自作千二百十七減、小作千五百五十三減、兼業四百六十七増加したが、農家戸數は前年迄多少増加したのに立處に千九百三戸の未曾有の減少を示した。

ハ 福岡縣下耕地面積減少狀態

福岡縣廳の大正十年一年間に於ける耕地増減實況調査によれば、田畑の擴張三百四十五町一反歩にして、其反對なる潰廢に屬せるものは一

千八百七十九町九反歩となり、差引一千五百三十四町八反歩を減じて居る。斯の如き廣大の面積を減じたのは主として昨年六月に於ける筑後川矢部川兩川の大洪水に朝倉浮羽八女山門三井五郡地方の土地荒廢及田川郡に於ける炭坑地陥落等の爲め荒地となつたもので、其面積は實に一千三百六十一町歩に及び、其他宅地工場敷地となつたもの二百七十五町、道路水路七十五町二反、鐵道軌道敷地六十二町五反、地類變換四十七町歩、其外河川敷地學校敷地陸軍省用地等になつたものである。一方耕地擴張の主なるものは開墾百六十七町八反、荒地復舊百九町、丈量増二十五町九反歩、及開拓地目變換埋立等に依るものである。各郡に於ける擴張潰廢の實況を表示すれば左の通りである

郡名	擴張	潰廢
粕屋	二二、七	三〇、五
三瀬	三四、六	一三、五
宗像	三、二	一七、七
八女	四四、一	二〇、九
遠賀	五三、二	九、八
三池	二、二	一一、〇
鞍手	五、〇	二六、二
山門	五、九	七四、七
嘉穂	二、三	一四、五
企救	三、四	二四、七

郡名	擴張	潰廢
朝倉	二五、五	三四五、四
田川	一二、二	二九一、七
筑紫	三、七	一三、四
京都	一六、九	二一、〇
早良	一、四	一一、九
築上	一五、三	五、八
糸島	一七、四	四二、二
福岡	一四、七	一、〇
浮羽	一、一	一七九、七
若松	五、七	三、三
八幡	一一、二	四七〇、二
久留米	四、九	九、六
門司	二、六	二、三
大牟田	三四五、一	四五、七
計	一八七九、九	三四五、一

8 大正十一年麥收穫高

(農商務省發表)

本年の麥作は播種當時より分蘗伸長期に亘り概して降雨多く幾分發育を阻害したるが如きも出穂後の天候は概して適順を得たるが如し。然れども前年來麥價下落し勞銀肥料は依然として高價なりしたため換作或は施肥の手控等を行ひたる地方多く作付段別及收穫高は共に前年より減少を示せり。即ち本年の作付段別は百六十二萬二千六百七

十三町、收穫高は二千六百六十二萬八千八百五十六石にして前年に比し作付段別は八萬八千四百六十六町(五分二厘)を、收穫高は三萬五千百石(二厘)を、平年收穫高に比し百五十六萬九千四百六十七石(六分八厘)を何れも減少せり。尙ほ詳細は左の如し。

大正十一年麥收穫高	前年收穫高	
大麥	八、七七〇、五一〇	九、〇二八、一七五
裸麥	七、一三三、一八〇	七、〇五三、六八一
小麥	五、七二六、一六六	五、五八二、二〇〇
計	二一、六二八、八五六	二一、六六四、〇五六

9 大正十一年米收穫豫想

高 (農商務省發表)

本年の米第二回豫想收穫高は六千五十八萬四千八百八石で、これを九月二十日現在に於ける第一回豫想收穫高に比すれば二百五萬四千六百四十八石即ち三分三厘の減少である。蓋し夏期の氣温は著しく上騰し發育旺盛なりしも結實期に於ける氣温降下し夏期の天候に伴はざりし結果に因る。然れども昨年の實收高に比すれば五百四十萬千八百九十四石即ち九分八厘、又平年收穫高に比すれば三百五十六萬八千三百六石即ち六

分三厘の増加を見るべき豫想である。(單位石)

縣名	第二回豫想	第一回豫想	比較(△印減)	前年實收
北海道	一、二七九、一〇一	一、二九四、一三三	△一五、二三三	一、三九七、七五〇
東京	三、四六六、五〇六	三、六〇〇、一三一	△一三三、六二五	三、〇四〇、六六一
京都	九六九、七〇六	九八〇、六四六	△一〇、九四〇	七六〇、五二二
大阪	一、三三六、八五三	一、三四九、三四八	△一二、四九五	一、〇五六、三〇九
神奈川	五二八、二五七	五四五、九八六	△一七、七二九	四九九、九一六
兵庫	二、五〇七、三七五	二、五七六、一九	△六八、七四四	二、二二一、七八二
長崎	五、四三三、四九四	五、七〇、七八一	△二七、二二七	五、六六六、六一
新潟	三、〇六三、六一五	三、一三三、七八四	△七〇、一六九	三、〇五三、四〇二
崎玉	一、二〇九、五八七	一、三〇一、八二四	△九二、二三七	一、一八、三三六
群馬	七二〇、八五五	七四七、五三四	△二六、六六九	六四〇、八六二
千葉	二、〇六七、五三七	二、一五四、〇〇五	△八六、四二八	二、〇四五、九八〇
茨城	一、九〇五、五八五	二、〇六五、四六八	△一五九、八八三	一、九三三、五八三
栃木	一、四〇六、三七四	一、四三三、五三三	△二七、一五八	一、三〇〇、八九九
奈良	八五七、六六三	八六九、七五八	△一二、〇九一	六六〇、八五五
三重	一、五四九、五三六	一、五六一、二五二	△一二、七二五	一、〇八三、九五四
愛知	二、二五一、九八五	二、二九四、一七八	△四二、一九三	一、四二九、七四〇
静岡	一、三〇三、七二一	一、三三四、三〇九	△二二、五八八	一、一六〇、九四四
山梨	四六〇、〇三八	四六三、五七〇	△三、五三二	三六二、一八九
滋賀	一、四三四、五六二	一、四四四、一四〇	△一九、五八二	一、二七六、一九五
岐阜	一、二九四、四五〇	一、二九八、九七七	△四、五二七	九四八、三五五
長野	一、五五七、六二四	一、六三三、六四九	△七六、〇二五	一、三二一、七九四
宮城	一、七二六、六六〇	一、七六八、五五五	△四一、八九五	一、六五〇、三九八
福島	一、六四四、七六八	一、七〇五、九七〇	△六一、二〇二	一、四七六、二三八

尙本邦に於ける累年の米收穫高と豫想高

年	收穫高	豫想高
大正四年	五五、九二四、〇七八	同
同五年	五八、四五二、四三五	同
同七年	同	同
同八年	同	同
同九年	同	同

とを比較すれば左の如し(單位石)

年	收穫高	豫想高
大正十年	五四、五六六、二二七	同
同十一年第一回豫想收穫高	五四、七〇二、一〇二	同
同十一年第二回豫想收穫高	六〇、八一八、一八一	同
同十二年第一回豫想收穫高	六三、二〇九、七四二	同
同十二年第二回豫想收穫高	六〇、五八四、一〇八	同

縣名	豫想高	比較(△印減)	前年實收
巖手	一、〇五四、三六八	△七五、一四一	一、〇九四、四四二
青森	一、〇六一、五八二	△一四、五四六	一、〇二六、二五五
山形	二、〇〇三、二四九	△八八四	一、八一七、一九〇
秋田	一、八二二、九〇三	△三三、〇五三	一、八七三、〇四〇
福島	一、〇二七、五四〇	△二二、五四一	一、〇四九、八八九
石川	一、一七〇、三七〇	△二〇、一九一	一、〇八八、三三〇
富山	一、六九八、九八六	△五七、九五四	一、三七四、三七四
島根	七五四、二二六	△一七、七三九	六四三、五三一
鳥取	一、〇五三、三七四	△四三、六四七	九六四、六四三
岡山	一、八五〇、六七〇	△七九、七〇一	一、六九七、七六三
廣島	一、四三九、九一八	△一〇七、五八九	一、三三四、〇〇〇
山口	一、三四〇、四五九	△六九、三七一	一、四六一、〇五五
和歌山	七二一、九七六	△六、三九四	五五五、六七四
徳島	五七九、七六六	△二九、八八四	五三三、〇六九
香川	九二七、七三四	△六五、九三五	八六二、七九五
愛媛	一、〇三九、六三一	△八一、九一七	九六四、八二一
高知	六八五、七五六	△一三、二六	六三二、八六四
福岡	二、四〇七、九七三	△一〇一、四一八	二、三三三、三〇二
大分	一、〇九四、四〇四	△七二、四九九	一、〇六四、九四九
佐賀	一、一五七、七二二	△二九、八五四	一、一六三、二九九
熊本	一、六四三、九五六	△一、七八〇、四四	一、六三九、〇六〇
宮崎	九五四、二五八	△三三、六二八	八六五、五八八
鹿兒島	一、一七四、四五三	△三〇、五六五	一、一三三、九三九
沖繩	六二、八九九	△三、六七〇	七二、九六六
合計	九〇、五八四、一〇八	△三、〇五四、六四八	五五、一八一、〇五三

平年收穫高 五七、〇一五、八〇二 移つて、農村の上に傾注された勢であつた。 あつた。

第二 小作問題

大正十一年の我國の社會問題に色濃く隈 今、此處に、先づ小作及び小作人狀態を

取るものは實に此の小作問題である。社會 頻發に於て、小作組合の新紀元に於て、又 叙し、小作爭議を瞥見し、小作組合の新傾

の視聽が前々年及び前年の工業勞働界より 小作對策の考究に於て、大正十一年は確か 向を窺ひ、最後に小作對策に就いて叙述を

一 小作及び小作人狀態

1 自作、小作、自作兼小作各農家戸數 (大正十一年六月五日官報農商務省發表)

年次	自作農家	小作農家	自作兼小作農家	合計	百分比例		
					自作農家	小作農家	自作兼小作農家
大正元年	一、七三三、八四〇	一、四九七、八三〇	二、一七六、三九一	五、四三八、〇五一	三三・四	二七・五	四〇・二
同 二 年	一、七四四、八〇一	一、五二〇、九三三	二、一七七、九五五	五、四四三、七九九	三三・五	二七・九	四〇・一
同 三 年	一、七三一、二四七	一、五二〇、四七六	二、二〇四、五〇八	五、四五六、二三一	三三・七	二七・八	四〇・四
同 四 年	一、七二七、九五五	一、五二五、二九	二、二〇八、九七五	五、四五二、一八九	三三・五	二七・九	四〇・五
同 五 年	一、六九六、三三四	一、五三四、九八九	二、二三六、五八〇	五、四五七、七九三	三三・〇	二七・九	四〇・九
同 六 年	一、六九四、二六七	一、五三四、六六六	二、二三七、五九八	五、四五七、三六一	三三・〇	二八・〇	四〇・九
同 七 年	一、六九七、三四四	一、五五〇、三四	二、三三九、四三三	五、四七七、〇九一	三三・〇	二八・三	四〇・七
同 八 年	一、七〇〇、七四七	一、五四五、三九	二、三三四、八〇一	五、四八一、一八七	三三・〇	二八・二	四〇・七
同 九 年	一、六八二、五九〇	一、五五七、八七	二、三四一、二六	五、四八四、五六三	三三・六	二八・四	四〇・九

(注意 大正十年末現在の情勢に就いては前節「大正十年末農事現勢」の項下を見よ)

2 自作田畑及小作田畑の各段別 (大正十一年六月五日官報農商務省發表)

年次	自作		小作		合計		百分比例			
	田段別	畑段別	田段別	畑段別	田段別	畑段別	自作	小作	自作	小作
大正元年	一、四四〇、五〇二・八 ^町	一、七七一、七三三・二 ^町	一、四九〇、四五〇・七 ^町	一、二四、三九八・三 ^町	二、九八〇、九五三・五 ^町	二、八三六、二〇〇・五 ^町	四九・一五	五〇・八五	六〇・二二	三九・七九
同二年	一、四四三、八五五・三	一、七五三、三二二・二	一、五〇一、六三〇・〇	一、一三三、〇二一・四	二、九五四、四七五・三	二、八八八、三三三・六	四九・〇三	五〇・九八	六〇・二三	三九・七六
同三年	一、四四八、三三三・〇	一、七九、九九八・一	一、五〇四、九二八・七	一、一四三、四三六・二	二、九五三、二六〇・七	二、八六二、四三三・三	四九・〇四	五〇・九六	六〇・〇九	三九・九一
同四年	一、四四七、一九一・五	一、七三九、九八七・三	一、五二八、三三四・五	一、一六三、六六五・五	二、九六五、五六〇・〇	二、八九三、六〇三・八	四八・八〇	五二・二〇	五九・七九	四〇・二一
同五年	一、四五〇、〇六〇・六	一、七三三、三三三・八	一、五三九、一九二・六	一、一七八、六八五・一	二、九七九、二五三・二	二、九七三、三三三・九	四八・六七	五二・三三	五九・六〇	四〇・四〇
同六年	一、四四九、三八五・七	一、七五三、六七三・五	一、五四七、四四一・二	一、二二二、三七四・九	二、九九六、八二六・九	二、九六六、〇四八・四	四八・三六	五二・六四	五九・三三	四〇・六七
同七年	一、四四四、二九八・六	一、七九五、五六六・六	一、五四八、五五二・二	一、二三八、七七三・三	三、〇〇三、八三三・八	三、〇三四、二八三・九	四八・四三	五二・五七	五九・三七	四〇・六三
同八年	一、四六五、一三三・三	一、八二四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七五三・三	三、〇二一、八七九・八	三、〇五〇、〇八七・七	四八・四八	五二・五三	五九・四九	四〇・五一
同九年	一、四六四、七四七・七	一、八〇四、八四九・七	一、五六九、二九七・七	一、二四五、四五三・三	三、〇三三、九七四・四	三、〇五〇、三三三・〇	四八・二八	五二・七三	五九・二七	四〇・七三

(注意) 大正十年末現在の情勢に就いては前節5「大正十年末農事現勢」の項下を見よ)

3 岐阜縣下の自作及小作 状態

一萬三千六百八十一戸を有して居る。自作地と小作地との分配の割合を見ると左の如くである。

小作爭議に於て最も注目されつゝある岐阜縣に於ける自作と小作との關係を見るに(大正十一年五月調査)

同縣の總面積は百九萬七千九百八十七町歩、内耕地面積十一萬一千三百七十町歩で一割強に達し、自作農家四萬二千五百三十九戸、小作農家三萬七千九百九十六戸、自作兼小作農家六萬三千六百一十一戸で、耕地面積は一戸平均七段八畝歩に相當して居る。一方地主の總數は十一萬九千八百三十一戸で、耕作に従事しない地主が

市郡	自作	小作	市郡	自作	小作
岐阜市	三七・三	六二・七	山縣郡	四九・一	五〇・九
大垣市	一八・七	八一・三	武儀郡	五九・六	四〇・四
稲葉郡	四七・五	五二・五	郡上郡	五二・五	四七・五
羽島郡	四一・九	五八・一	加茂郡	六三・五	三六・五
海津郡	二一・九	七八・一	可兒郡	三九・〇	六一・〇
養老郡	二五・二	七四・八	土岐郡	五〇・八	三九・二
不破郡	三六・〇	六四・〇	惠那郡	五八・一	四一・九
安八郡	三一・八	六八・二	益田郡	七二・八	二七・二
揖斐郡	五三・三	四六・七	大野郡	六八・六	三一・四
本巢郡	四〇・八	五九・二	吉城郡	七二・二	二七・八
			平均	五一・一	四八・九

之を田畑に區別すると田自作四三%餘、小作五六%餘で畑は自作六二%、小作三八%山間部地方は小作地の割合は自作地に比して少く、平

垣部地方は小作地の割合が甚だ多い。

5 小作料状態

(大正十一年三月現在)
日本勸業銀行調査

イ 全國小作料

▲普通田實收小作料(石)

地域	十一年	十年	比較
北海道	〇、五一	〇、四五	増 〇、〇六
東北	一、〇三	一、〇一	増 〇、〇二
關東	一、〇六	一、一〇	減 〇、〇四
本州中區	一、一三	一、一八	減 〇、〇五
本州西區	一、三〇	一、三六	減 〇、〇六
四國	一、三一	一、二九	増 〇、〇二
九州	一、二〇	一、二二	減 〇、〇二
沖繩	〇、五六	〇、四九	増 〇、〇七
全國平均	一、一四	一、一七	減 〇、〇三

▲普通畑實收小作料(圓)

地域	十一年	十年	比較
北海道	二、九八	三、二三	減 〇、二五
東北	一四、六二	一二、二三	増 二、三九
關東	一三、一六	一五、五九	減 二、四三
本州中區	二三、八〇	二二、八一	増 〇、九九
本州西區	二二、六七	二一、四七	増 一、二〇
四國	二五、三五	二二、八五	増 二、五〇
九州	一八、〇〇	一九、一五	減 一、一五
沖繩	二二、〇〇	一五、〇〇	増 七、〇〇
全國平均	一九、五六	一八、七五	増 〇、八一

右に依れば普通田實收小作料は昨年に比し三分を低下し、同じく畑は四分騰貴して居る。更に

地方別に云へば田に於ては四國區の一石三斗一升が最高で、本州西區之に亞ぎ、九州、本州中區、關東、東北、沖繩、北海道の順序である。畑に於ては依然四國區が首位を占めて、二十五圓卅五錢、之に亞ぐは本州中區、本州西區、沖繩、九州、東北、關東、北海道の順位である。而して水田小作料が前年より低落せるは、米作不稔の祟りもあり、引いて小作爭議の勃發せし影響もあると云ふ。府縣別に示せば左の如し。

普通田(石)

普通畑(圓)

北海道 青森 秋田 岩手 宮城 山形 福島 新潟 群馬 栃木 茨城 千葉 埼玉 東京 神奈川 長野 山梨 静岡 岡

北海道	〇、五一	二、九八
青森	〇、八九	七、六六
秋田	一、〇五	一、二五
岩手	一、一二	一、九一
宮城	〇、九五	一、五五
山形	一、一三	一、九二
福島	一、〇七	一、五五
新潟	一、〇三	一、六八
群馬	一、一四	一、五二
栃木	一、一四	一、五二
茨城	一、〇〇	九、五四
千葉	一、〇〇	一、四四
埼玉	〇、九八	一、四二
東京	一、一二	一、四七
神奈川	一、一一	一、四七
長野	一、二六	一、五〇
山梨	一、四五	一、五〇
静岡	一、〇九	二、一五

愛知 三重 岐阜 富山 石川 福井 滋賀 京都 奈良 大阪 和歌山 兵庫 岡山 廣島 山口 島根 鳥取 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖繩 全國平均

愛知	一、〇一	二八、八三
三重	一、〇四	二一、六一
岐阜	一、〇七	二五、五〇
富山	〇、九九	一六、六四
石川	一、一三	二四、四七
福井	一、一五	二四、八二
滋賀	一、一五	二四、七八
京都	一、二八	三一、三三
奈良	一、二八	二二、六五
大阪	一、三五	二二、六一
和歌山	一、三八	二八、九五
兵庫	一、二六	二二、七五
岡山	一、三七	二二、〇〇
廣島	一、三一	二一、七〇
山口	一、二七	一一、五三
島根	一、二五	二一、九八
鳥取	一、二六	二一、二二
徳島	一、二七	二五、一一
香川	一、三五	二二、六一
愛媛	一、三五	二八、三七
高知	一、三七	二五、三四
福岡	一、一七	二〇、四七
佐賀	一、二二	二一、八三
長崎	一、二二	二一、八九
熊本	一、二二	二〇、八二
大分	一、二六	一七、七六
宮崎	一、三三	一三、九一
鹿児島	一、三三	一三、九一
沖繩	一、〇六	二二、〇〇
全國平均	一、一四	一九、六五

ロ 全國地主小作人收益歩合

内務省は各地の地主對小作人の紛争に就き、各地方長官の報告を徴しつゝあるが、今其報告(徳島、福岡二縣は不明の爲除く)によれば、地主の收益歩合の最も多いのは岐阜縣西濃地方の地主八分小作人二分、及び大分縣日田郡の地主八分小作人二分で、之に次では埼玉佐賀二縣の地主七分七厘小作人二分三厘、大阪、長野、長崎、青森、福井、島根、和歌山、愛媛の地主七分小作人三分で、其他の府縣は概ね地主六分小作人四分である。而して地主收益歩合の最も少いものを舉ぐれば、北海道の地主二分小作人八分、之に次ぐものは、岐阜縣の東濃飛驒地方の地主三分小作人七分、長野縣上伊那郡諏訪二郡の一部に於ける地主三分小作人七分、熊本縣(一毛作田)地主三分小作人七分、福井縣地主三分六厘小作人六分四厘で、長崎、埼玉、千葉、山梨、福島、山形、富山、和歌山、愛媛の九縣は地主四分小作人六分、其他の府縣は概ね地主五分小作人五分以上である。但し地主の歩合の少いのは大概荒蕪地又は瘦地である。以上は稻田の收益分配歩合であつて、二毛作に於ける麥、菜種、蠶豆、紫雲英等は殆ど小作人の収入となり又稀に小作料を金納とするものもあるが、全國

の平均收益分配率は地主五分五厘小作人四分五厘となつてゐる。

ハ 各府縣各地方の小作料

昨年来農商務省の通牒に基いて各府縣廳又は各農會が小作慣行の調査を行つてゐた。其の結果は農商務省より公表の運びに至らないが、今、各府縣がそれを機會として行つた調査により、個々に發表されたもの、中より、各府縣各地方の小作料の状況を摘録し、我國最近の小作料の状態を推知するの便に供しよう。

△ 東京府

一段當小作料
(單位田は石、畑は圓)

種別	畑田		普通
	上	下	
一毛作田	一、二〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
中	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
上	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇
下	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇〇〇

(小作料納入方法、水田は全部物納、畑は悉く金納)
東京府南多摩郡日野町
田一段當り小作料 (單位石)

等級	小作料	五ヶ年平均收穫	全額見積
上	一、四〇〇	二、二〇〇	三、三〇〇
中	一、二〇〇	一、八〇〇	二、八〇〇
下	一、〇〇〇	一、六〇〇	二、七〇〇

△ 大阪府

一段當小作料(單位石)

種別	上	中	下
二毛作田	一、八〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇
一毛作田	一、七〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇

(納入方法は普通現物納、泉北郡及び南河内郡の一部にては代金納制度が行はれてゐる)
大阪府泉南郡

種別	上	中	下
一毛作田	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇
二毛作田	一、一五七	一、〇四八	七〇〇

大阪府西成郡

種別	上	中	下
一毛作田	一、四〇〇	一、二五〇	一、一〇〇

二毛作田	一、五〇〇	一、三三〇	二、七〇〇
畑	米 一、〇〇〇	米 九〇〇	甘藷 六〇〇
	六〇〇	六〇〇	六〇〇

(單位石)

郡市	普通小作料	上田小作料	下田小作料	平均年收量(米)
姫路市	一、八〇	一、九〇	一、七〇	二、八〇
明石市	一、四〇	一、五〇	一、三〇	三、一〇
武庫	一、三三	一、六三	一、〇五	二、五九
川邊	一、二六	一、七七	一、〇五	二、四四
有馬	一、一五	一、五〇	一、〇五	二、六二
明石	一、三〇	一、四〇	一、三〇	二、四八
美褒	一、三三	一、三三	一、三三	二、五八
加東	一、三三	一、三三	一、三三	二、四八

多可	一、三三	一、六六	六六	二、三六
加西	一、三〇	一、六六	九三	二、三三
加古	一、二七	一、五五	九三	二、三三
印南	一、四二	一、三三	九七	二、三六
飾磨	一、四二	一、七四	九二	二、四七
神崎	一、三三	一、六三	八九	二、三三
揖保	一、四九	一、六九	九二	二、三三
赤穂	一、三三	一、六九	九二	二、三三
佐用	一、三三	一、七五	七九	二、三六
宍粟	一、三三	一、八七	六六	二、三三
城崎	一、三三	一、七七	七四	二、三〇
出石	一、〇四	一、六四	八八	二、〇九
養父	一、四八	一、三三	三三	一、六六
朝來	一、二五	一、九六	一、〇二	二、二四
美方	一、二九	一、四九	八五	二、三〇

(右は縣農會の調査結果であるが、縣農務課の調査に依れば、最近五箇年間の平均小作料は田の方で收穫高に對する五割乃至六割但し養父郡、氷上郡方面では七割の所も往々あるが、凡べて現物納を普通とする。畑の方では收穫高に對する五割乃至七割平均となり、代金納の地方が大部分である、と)

△岡山縣勝田郡

契約小作料	五年平均實地小作料	五年平均表作收穫高
一、三三	一、二四	二、〇七
一、〇九	一、九六	一、七九
七五	六二	一、三五

收穫高との割合(%)
契約小作料 納實小作料

有田	一、二〇
日高	一、一五
西牟婁	一、一五
東牟婁	八五

△鳥根縣簸川郡

契約小作料	五年平均實地小作料	實納小作料表作收穫高に對する割合(%)
一、三三	一、一五	四八〇—五〇〇
一、〇五	一、〇〇	四八〇—五〇〇
八〇	七五	四八〇—五〇〇

△和歌山縣

田	上中下	契約小作料	五年平均實地小作料	五年平均表作收穫高
		一、三三	一、二四	二、〇七
		一、〇九	一、九六	一、七九
		七五	六二	一、三五

一段當小作料(單位石)

郡別
海草郡
那賀郡
伊都郡

一、三五	一、三五	二、五〇
------	------	------

一毛作田	上中下	契約小作料	五年平均實地小作料	實納小作料表作收穫高に對する割合(%)
		一、三三	一、一五	四八〇—五〇〇
		一、〇五	一、〇〇	四八〇—五〇〇
		八〇	七五	四八〇—五〇〇

二毛作田	上中下	契約小作料	五年平均實地小作料	實納小作料表作收穫高に對する割合(%)
		一、三三	一、一五	四八〇—五〇〇
		一、〇五	一、〇〇	四八〇—五〇〇
		八〇	七五	四八〇—五〇〇

△ 長野縣上水内郡

吉田町に於る小作證書の様式

小作證書
土地名 吉田町何番地
反別 何反歩

小作料一俵の目方十六ア以上何俵
右貴殿御所持の土地御貸被下忝く有之候然る
上は精々相勵み荒し作りは決して仕らず候年
買の儀は前書の通り年々十月廿日迄に概子を
能く拵らへ相納申可萬一不納の節は保證人引
受け代辨仕可尙貴殿に於て土地入用の節は何
時にも御返却申上可爲後日小作證書如件
月 日 小作人 何 某
保證人 何 某

地主殿
戸隠村に於る小作契約文

右の土地借用仕候處確實也然る上は前記の小
作料は毎十月二十日迄持參仕るべく而して天
災の場合には貴殿の御認定に依る割引通り小
作料差し上申し決して御損は御懸け申間敷候
小作證書如件

北小川村に於る小作契約文

小作料の儀は毎年十二月二十日限り相違なく
上納仕るべく不作の年と雖も決して減免等の
請求は斷じて仕らず小作證書如件

南小川村に於る小作契約文
前記土地小作仕り候に就いては年の豊凶に拘
らず契約小作料は相違なく相納むべく候

5 農家經濟狀態

1 農家經濟調查書(大正九年度概況)

小作制度調査會の決議により、農商務省
は全國農村の内四十箇村、百二十戸に就い
て調査したものを(地主、自作及小作の平
均收支)参考資料として、今回調査會に提
出した。今、其大要を抜記すると左の通り
である。(但し小作料、收穫高は一石約三十
五圓の米價を以て換算)
一、地主の收支(家族七人)

(一) 收入之部	
收入別	收入目的物
田小作料	一〇・三七
畑小作料	三・三七
自作收穫高	七三
麥 其他	(自作) 四九・五四
園藝其他(養蠶、茶、野菜等)	一三〇・五三
山林收益	一七一・八九
計	五、〇四・八九
(二) 支出の部	
支出別	支出目的物
食糧費	(米、麥、醬油等七人分) 七七八・三
被服費	七人分 四〇〇・五二
住宅費	(修繕、什器、薪、炭、石油、電燈) 三三三・四
農業經營費	(肥料、農具等) 一八五・四

(三) 收入差引殘高	
收入名別	收入目的物
田米收穫高	一、四
田麥收穫高	同上
畑收穫高	六二
園藝其他	(養蠶、茶、野菜等) 一八五・七八
山林收益	〇・七
計	一、四九〇・九
(二) 支出の部	
支出名別	支出目的物
食糧費	(家族七人九分) 五九〇・五
被服費	(同上) 一五七・八四
住宅費	(修繕、薪炭費、石油、電燈等) 一四・二五
酒類	七四・五六
農家經營費	(肥料農具等) 二三五・八七
公費及寄附	(各種税金其他) 一八四・九二
兒童教育費	二九・八
社交費	一一
雇人給料	(日雇約五人) 六五・三〇

雑費

計

(三) 収入差引不足

三、小作の收支(家族約六人)

(一)(収入の部)

収入名別

目的物

収入金高

田米收穫高

同

一、〇三三・九四

同麥收穫高

同

一、〇三三・九四

畑收穫高

同

六、〇三四

園藝等の収入

同

三、五〇六

日雇労働賃約五十六人

同

五、二〇四

計

(二)(支出の部)

一、三六二・四

支出名別

目的物

支出金高

食糧費

(家族約六人分)

三、五〇九

被服費

(同上)

五、一五四

住宅費

同

四、〇三三

農業經營費

同

二、〇七・七

公費及寄附

(戸數割及水利費等)

三、〇五〇

兒童教育費

同

同

社交費

同

同

酒類費

同

四、二八二

雇人費

同

同

雜費

同

一、三三・〇

小作料

(田が約十四石二斗、畑が約廿七圓六十一錢)

五、〇三三

計

(三) 收支差引不足

一、三三〇・三四

因に米價の暴騰により農家の收益多大なりとさ

(四) 収入の部

四、一〇〇

(甲) 農産

収入之部

一、三三〇・三四

れた大正九年ですら斯くの如き状態であるから、此の數字を以て比較的倍するに足るとすれば、昨年来米價低落し農家が如何に苦るしみ居るかには察するに難くない。

各府縣各地方の農家經濟調査結果

前掲の農商務省の農家經濟調査が因となつて、府縣及び農會其他の團體にて大正十年及び十一年に於ける其地方の農家經濟の調査を行つたものが可成りあつた。今左に失業の中、主なるものを抽記しよう。

東京府南多摩郡加住村自作農經濟状態

(大正十年一ヶ年間東京府農會調査)

一所帶員一所帶主(男六四歳)、妻(女五九歳)、長男、長男ノ妻、二女、一男、五孫、計十二人

一資 産一田三反三畝十七步、畑九反九畝、園地(桑園を含む)五反二畝、宅地五畝、其他山林原野等價格九千九百二十餘圓、住宅倉庫納屋等三千五百五十餘圓、現金百圓、豚二頭、合計一萬四千圓

一作付け狀況一水稻三反三一七、陸稻三反、大麥五反、小麥三反、裸麥六畝、大豆八畝、小豆六畝、黍六畝、蕎麥五畝、野菜一反八〇〇、園地(桑園を含む)五反二〇〇

一自家用

一購入及現金支出

(乙) 家事支出

(丙) 畜産

(丁) 副業品

(戊) 副産品

(己) 勤勞其他

(甲) 農事支出

収入總計

支出之部

一自家用

一購入及現金支出

(乙) 家事支出

(丙) 畜産

(丁) 副業品

(戊) 副産品

一水 稻(粳) 七、五〇〇 二四三・七五〇
一同 (糯) 六、〇〇〇 二二・五〇〇
一陸 稻 三、六五〇 一七・六五〇
一大 麥 六、〇〇〇 一三三・〇四〇
一小 麥 一、四〇〇 五九・九七〇
一裸 麥 一、二〇〇 一三・〇〇〇
一蕎 麥 一、二八〇 一・九六〇
一大 豆 六、〇〇〇 七・五〇〇
一小 豆 三、七〇〇 九・二五〇
一黍 九、七〇〇 七・七六〇
一野 菜 一、七六〇 一五・七六〇

(乙) 林産
一薪落葉(其他自家用) 八三・五〇〇
一立 木(賣却) 三、〇〇〇 二七五・〇〇〇

(丙) 畜産
一豚二頭(賣却) 五九・三六〇

(丁) 副業品
一繭 九、九・四五〇 七〇九・一八〇
一同巧繭 一三、〇〇〇 三九・九四〇
一屑 糸 四、四〇〇

(戊) 副産品
一人糞尿、糞、麥稈、糠、糠、桑梢 二二・六〇〇
一勤勞其他 二七・二五〇

(甲) 農事支出
収入總計 二、二八・三七〇
支出之部 二、二八・三七〇

(乙) 家事支出
一自家用 二二八・一八五
一購入及現金支出 五八二・三四五

(丙) 畜産
(丁) 副業品
(戊) 副産品
(己) 勤勞其他

一 自家用	五〇・九四六
一 購入及現金支出	八六五・四八五
支出總計	二、一六六・九六一
収入差引殘高	一一一・四〇九

生活費

一 住居費	五〇・七六〇
一 飲食物費	六七三・三七六
一 被服費	一六九・五三〇
一 薪炭費	二九・九〇〇
一 什器費	八五・六九〇
一 教育費	四〇・一〇〇
一 交際費	七〇・八二〇
一 諸掛費	五四・二七五
一 雜費	一〇一・三九〇
一 臨時費	八七・六〇〇
計	一、四五六・四三一
一人一ヶ月平均	一〇・二一〇

△ 大阪府三島郡農家經濟狀態

(大正十年現在三島郡役所調査)

一反歩收支額

収入	支出	差引利益	
自作農	二八・〇〇〇	九七・七〇〇	三〇・六三〇
小作農	三六・七五〇	一七・二二五	一一・五二五
自作小	三三・七〇〇	六六・一六〇	五七・八四〇
作兼農	三〇・四〇〇	一〇八・三六〇	二二・〇九〇
一反歩小作收支計算			
収入	一、五〇〇		四九・〇〇〇

農村問題

支出	
一 糶種	一・五〇〇
一 肥料	一五・〇〇〇
一 俵裝材料	一・二二五
計	一七・七二五
收支差引殘	三二・二八五

右の耕作運搬に要する勞力 三・五人

△ 兵庫縣三原郡小作農收支狀態

(三原郡役所調査)

收入	米作	麥作
小作料を差引いた米又は麥、屑	五八・三五	二八・三九
種子、肥料、驅蟲劑其他	三〇・六八	一三・三七〇
收支差引殘	二七・六七	一五・九四八
勞賃見積	四三・七二	三三・二〇五
差引不足額	一八・〇九四	一六・二五七

△ 兵庫縣下農家生計狀態

(兵庫縣農務課調査)

縣農務課は非常なる努力と多大の日子を費して縣下十五郡十六箇村に於ける農家の一箇年間の家事費と云ふ面白い調査を敢行した。勿論此調査は一郡乃至は一村の全體に就ての平均調査では無い。一定の標準村落に於ける中級の一家に就て調査したものであるから、此調査された數字を以て一郡一村の全體を忖度するのは聊か

背紫を失する嫌ひはあるが、先づ該一郡一村に於ける農家の生計狀態の輪廓に觸れる事が出来るであらう。即ち左表に示すが如く生活費の最高額を現すものは加東郡米田村の三千八百九十圓家族一人當り九百七十二圓で、最低額は美濃郡久留美村の七百十二圓一人當り八十九圓であるが、米田村の最高を占める費目中には冠婚葬祭費に二千五百圓と云ふ大失費が加算されて居るのであるから、同村の生活狀態が他村に比して優良な者とは俄に斷ずる事は出来ない。今調査各村に就て先づ食糧費から觀察すると、一人當りの家族費に於て十三位にある印南郡平莊村の六百十一圓を第一位として、三位の宍粟郡葛津村、五位の神崎郡鶴居村と云ふ順位であるが、十六位にある美濃郡久留美村は食糧費の上からも復最終位に置かれて居る。又衣服費から各郡村を見ると、家族一人當りに於て二位にある武庫郡大庄村が第一位に、一位にある加東郡米田村が二位に、三位にある加古郡母里村が三位と云ふ順序である。而して教育費用を通觀すると第一位は三原郡阿萬村の三百八十圓及び武庫郡大庄村の百十二圓を高額支出とし、加古郡母里村の六圓を最低とするが、平均すると二十五圓乃至三十圓見當となるであらうか。交際費に於

ては、多可郡中村の二百圓を筆頭に、赤穂郡赤松村の二十圓を低位として、先づ平均は五十圓見當となるべく、又圖書新聞筆紙費用に於ては武庫郡大庄村の八百五圓を最高、赤穂郡赤松村の九圓を以て最低となつて居るが、平均すると、先づ二十圓見當である。而して此生計表を仔細に見ると、一家族の生活状態は人間が生きるに必須である衣食住の三大費より通じて他の雑費即ち教育、醫藥、公課、交際費其他が全支出の七割方を占めて居ると云ふ事は注目するに蓋し

値する事であらう。詳細を示すと左の通りである(單位圓錢位切捨)。

備考 雑費中には家具費、教育費、衛生醫藥費、交際費、薪炭費、旅行費、圖書新聞費、冠婚葬祭費其他を含む。

食糧	衣服	公課	雑費	合計	家族一人當	美濃郡中吉川村	武庫郡大庄村	川邊郡岡田村	印南郡平莊村	三原郡阿葛村	津名郡尾崎村	明石郡玉津村	美濃郡久留美村
加東郡米田村	三七〇	三六〇	一八五	三、〇七五	三、八九〇	四〇〇	二八六	二五三	六二一	一四二	一八五	一五〇	一三〇
多可郡中村	三三〇	二〇〇	三五〇	五五〇	一、四二七	四四〇	四四五	一七四	二四〇	一七九	一九六	二五〇	二〇〇
加西郡富田村	二二三	一五〇	一九六	三六一	一、三三〇	二二二	二二二	一三〇	一三〇	九一	九一	一六〇	一三〇
加古郡母里村	二三五	二八六	二四	三三九	一、〇五六	一四二	一七四	一三〇	一三〇	九一	九一	一六〇	一三〇
神崎郡鶴居村	四〇〇	二〇〇	五〇〇	一、〇九八	二、三六六	一八五	一九六	一三〇	一三〇	九一	九一	一六〇	一三〇
揖保郡石海村	八五	五〇	三九八	五四五	一、〇七五	一五〇	一七四	一三〇	一三〇	九一	九一	一六〇	一三〇
赤穂郡赤松村	三〇〇	一〇〇	八〇	一三〇	一、〇七五	一五〇	一九六	一三〇	一三〇	九一	九一	一六〇	一三〇
宍粟郡葛澤村	五三	二〇〇	八四五	五八	二、〇九五	一三〇	二八六	一三〇	一三〇	九一	九一	一六〇	一三〇

△ 茨城縣下農家收支状態

(大正十年三月乃至大正十一年二月茨城縣調査)

○自作兼小作農

所帶員、資産及作付狀況—耕地面積田自作八反五畝歩、借入れ二反二畝廿二歩、畑自作一反五畝廿六歩、借入れ一反七畝廿二歩、宅地三百七十五坪で、家族は勞働に従事するもの四人、小學校通學一人、乳兒一人のほか耕牛一頭を有し鶏をいくらか飼養してゐる。

(一) 收入之部

一田 收入 七六九・〇八〇

(二) 支出之部

一 畑 收入	一四六・八八〇	二 飼 畜 費	四三・二一〇
一 畜 産 收 入	一二二・五一一	ホ 農 會 費	一四・〇〇〇
一 雜 收 入	七九・三五五	ヘ 雜 費	一〇・五七〇
計	一、一一七・八三〇	一小 作 料 費	八四・〇四八
一 公 租 公 課	一五・六二〇	收支差引殘	三六七・一八三
イ 地 租	二二・〇八〇	(三) 家計費	七五〇・六四七
ロ 縣 稅	二二・〇八〇	一 飲 食 費	三〇九・二四五
ハ 村 稅	二二・〇八〇	一 被 服 費	一〇八・〇一〇
ニ 水 利 組 合 費	四・八三〇	一 薪 炭 費	二四・五九〇
イ 農 業 費	四・五三〇	一 什 器 費	二六・二七〇
ロ 種 苗 費	一〇・二三七五	一 教 育 費	三五・二三〇
ハ 肥 料 費	一〇・二三七五	一 交 際 費	三一・四七五
イ 農 具 費	四二・七七〇	一 寄 附 金	一六・一八〇

一 醫藥費

計 八二・七五五
 差引利益金 七五〇・六四七
 〇小作兼自作農 一一六・八九二

所帶員、資産及作附狀況—耕地面積田自作一反五畝廿九步、借入れ五畝十四步、畝自作八畝廿九步、借入れ一町三反十六步、宅地三百四十一坪で家族は労働に従事するもの五人、小學校通學二人、未就學小兒一人のほかはに鶏と豚とを飼養してゐる。

(一) 収入之部

一 田 收入 一三九・二〇〇
 一 畑 收入 一、二六五・〇八〇
 一 畜産收入 六二・〇九〇
 一 勞力賣 一三一・三五〇
 一 雜收入 三〇〇・〇〇〇
 計 一、六二七・七二〇

(二) 支出之部

一 公租公課 五・〇五〇
 一 地 租 一一・八五〇
 一 村 稅 一九・三二〇
 一 農 會 費 四七〇
 一 區 費 三六〇
 一 業 費 四・四五〇
 一 種 苗 費 五四六・〇〇〇
 一 肥 料 費 四六・七九〇
 一 飼 畜 費 四九・三〇〇
 一 農 具 費 七・一六〇
 一 農 舍 費

一 雜 費

一 小 作 料 四・七二〇
 一 田 小 作 料 一三・六三〇
 一 畑 小 作 料 一六八・七四〇
 計 八七三・八四〇
 收支差引殘 七五三・八八〇

(三) 家計費

一 飲 食 費 四五八・三八〇
 一 被 服 費 一六三・五八〇
 一 薪 炭 費 一三・九一〇
 一 什 器 費 四九・七四〇
 一 教 育 費 八・八一〇
 一 交 際 費 六三・〇九〇
 一 寄 附 金 七・三九〇
 一 醫 藥 費 三・五五〇
 一 雜費(旅行費、理髮料、煙草代等) 六五・六五〇
 計 八三四・一〇〇
 差引損失金 八〇・二〇〇

△

岐阜縣下農家の公租公課負擔額
 (大正十一年現在岐阜縣農會調査)

種 類	最 多	中 庸	最 小
稻 葉	二五・三	八・九	六・四
羽 島	六・四	五・〇	三・四
海 津	一六・四	九・六	八・四
養 老	一三・二	五・五	三・七
不 破	一四・四	七・六	一七・八
安 八	二二・〇	一五・六	一〇・六
揖 斐	八・三	六・七	三・七

縣 名	二 小作爭議	一 小作爭議統計(一)
本 巢	一五、二	一五・元
山 縣	二八・六〇	七〇・三
武 儀	七・五	五・三〇
郡 上	七・六	不明
加 茂	八・四	六〇・九
可 兒	九・七	七九・六
土 岐	八・〇	五・九
惠 那	七・九	五・五
大 野	八・四	八二・五
吉 城	九・四	六・四
		六・五

二 小作爭議

1 小作爭議統計(一)
 (内務省調査)

道 府 縣	大正九年	大正十年	大正十一年上半年
北 海 道	四	七	二
東 京 道	二一	一五	一
京 都 府	三	一	一
大 阪 府	四七	二〇三	八
神 奈 川 縣	一五	四六	二
兵 庫 縣	六七	一一六	一
長 崎 縣	一	一	二
新 潟 縣	二	二五	〇
埼 玉 縣	七	七四	一
群 馬 縣	八	二三	七
千 葉 縣	七	一	一
茨 城 縣	一	四	一

耕地整理の結果減收

生産品其他諸物價騰貴

産米検査規則改正

米麥價暴落

其他

計

要求事項別件數

小作料輕減

小作料値上反對

小作料免除

同盟返還

込米廢止

其他

計

結果別件數

妥協

要求貫徹

要求拒絕

要求撤回

耕地返還

自然消滅

未解決

計

四

五一

九

一四一

二四一

一、三九八

一、三〇〇

二一

一四

一四

三

一六

四四

一、三九八

七七二

八二

一六

一六

三五

一六

一五

四六二

一、三九八

2 小作爭議の原因及小作

人の要求條件

(帝國農會調査)

イ 小作爭議の原因

(一) 經濟的原因

農産物(主として米)の不作を爭議發生の主たる原因にするもの

京都、大阪、神奈川、兵庫、茨城、三重、岐阜、長野、福島、福井、石川、廣島、和歌山、香川、愛媛、高知、佐賀の十七縣

とし、農産物價下落收支不償を原因とするもの

長崎、埼玉、大分、熊本の四縣、

小作料の不當によるもの

群馬、島根の二縣、

耕地整理に基因するもの(或は小作料に基因するもの、中に入れ得べし)

秋田の一縣

あり。其他經濟的原因は之を主とせざるもの

東京、愛知、徳島の三縣

あり。尙、只經濟的原因あること、若くは件數のみを指示して其内容を説明されざるものに、

北海道、奈良、静岡、山梨、岡山、山口の六縣

あり。米穀不作の外、農産物價下落、收支不償、

小作料の不當、耕地整理等は以上に依て本問題の主たるは上述の如しとするも、尙此外の原因

と認むべきものには、生活費の向上其他農家經濟の困難、工業の勃興による農業勞力の缺乏、

副業収入の減額等あり。

時代思潮的原因に基くものとする道府縣は、

イ 全然思潮に原因するもの

東京、愛知の一府一縣

ロ 其度濃厚と認む可きもの

大阪、神奈川、埼玉、三重、岐阜、福井、

島根の一府六縣

ハ 其度稀薄と認むべきもの

京都、群馬、茨城、奈良、静岡、長野、

福島、秋田、石川、岡山、廣島、山口、

和歌山、高知、福岡、大分、佐賀、熊本

の一府十七縣

にして、是等はイ項を除けば悉く經濟的原因に時代思潮を加味したるものなり。

又經濟的原因の外、時代思潮的原因あるや否

や多少の疑問あるものに

兵庫、長崎、新潟、徳島、愛媛の五縣

あり。其外其原因なしと認めたるものに

北海道、千葉、栃木、山梨、滋賀、岩手、青

森、山形、富山、鹿兒島の十縣

あり。而して時代思潮的原因として掲げたるも

の、中、主たるものを擧ぐれば、

一 個人的對立が團體的となりしこと

二 地主小作者間に階級意識を生じたること

三 新聞雜誌其他煽動者の影響

四 權利義務の觀念の發達 等

なり。

(三) 小作者の提出條件

小作者の提出條件を擧ぐるときは、大體次の如き箇條となるを見る。而して其中最多數を占むるは小作料の減免要求なり。

- 一 イ 小作料の減免（一時的と永久的とあり）
- ロ 小作料の延納

- 二 イ 肥料代及勞賃の要求
- ロ 立毛の儘地主に引渡して其時期迄の勞銀賠償要求
- ハ 肥料代無利息貸與
- ニ 小作米無利息にて借用
- イ 小作米獎勵の金品の合理的給與要求
- ロ 俵裝料の増加
- 四 検査の廢止（特に生産及入庫等二重検査に於て然り）
- 五 小作米納入標準の格下要求
- 六 イ 土地改良の要求
- ロ 排水溝及用水池設置
- 七 其他小作契約の改善

3 大正十一年度小作返還地面積府縣別

（五月末日限度—但京都府に限り六月末日帝國農會調査）

府縣	返還地		繫争中のもの	合計				
	所分濟みのもの	未所分のもの						
東京	六三・二〇	一・三七	三三・二〇	六六・六七				
京都	一、三三・九一	三三・三九	二・九一	一、二六・六一				
神奈川	一、〇五・八〇	七六・六〇	三三・〇〇	一、一四・四〇				
兵庫	二九六・八五	四七・八〇	五・七七	三五四・四二				
長崎	二九〇・九	二五・七五	〇・二三	二七四・九七				
新潟	一八六・五〇	一一・〇〇	一・七〇	一九九・二〇				
埼玉	六九五・八一	四二・二八	八・七六	七四六・八五				
群馬	三二・五五	—	一・〇〇	三三・五五				
茨城	一、一八〇・四〇	二〇・八〇	一、〇〇	一、二〇一・二〇				
栃木	—	—	六・五六	三三八・三六				
奈良	二四六・五七	七六・六一	二〇・〇〇	三三三・一八				
三重	—	—	—	三三三・一八				
山梨	三・三三	二・二四	—	五六二・五八				
滋賀	一、四一・三〇	一七五・四〇	四三・二〇	一、六八一・九〇				
岐阜					九七四・〇一			
長野					四八三・七一			
宮城					一三四・七〇			
岩手					一、〇八・七一			
青森					三三六・〇六			
山形					一、四四・七七			
秋田					八三・三三			
福島					七〇〇・〇〇			
石川					一、〇五・〇五			
富山					六・三〇			
鳥取					九・六五			
廣島					三三・九五			
山口					九八八・四四			
山梨					五〇・二九			
徳島					六・四八			
愛媛					五・〇六			
高知					五・〇六			
福岡					六・四八			
佐賀					五・〇六			
熊本					五・〇六			
鹿兒島					五・〇六			
合計					一、〇七・九五			

備考 一 本調査は各道府縣農會に照會して調査を依頼せるものにして目下其調査に従事中の道府縣農會も尠からず此處には既に回答を寄せられたるものゝみにして摘録せるに過ぎず。

二 返還耕地中所分濟のものとは何等その方法にて處理の付きたるものにして、未處分のものとは未だ地主に於て處理の方法の付かざるものなり。

三 本表中最後の合計の箇所にて處分濟と未處分との計が返還の地計と一致せざるは處分濟と未處分濟との面積を區別して計上せざりし府縣あるに依る。

4 大正十一年中主要小作爭議統計

(當研究所調査)

大正十一年は前年よりも、更らに前々年よりも、一層多數の小作爭議を發生せしめた。然しながら元來小作爭議は其の範圍に於て、又其の程度に於て、其の限界に極めて曖昧模糊たる性質を有するものである。故に其の觀察點の相違によつて、小作爭議になるものと、然らざるものとが出来る。従つて概數的調査は今日は之を適當なる機關に任せ、當研究所に於ては少くとも新聞紙又は機關紙等によつて社會の注意を喚起

した主要なる爭議のみを選んで、之が統計を作製せんと試みたのである。それは本年度に各地方に生じたる小作爭議の全數中の一割乃至一割五分を占むるに過ぎぬ數かも知れぬ。さりながら此等が兎に角社會の視聽を引いたと云ふ點に於て本年度に於ける小作爭議の標本と爲すことが出来ると信ずる。故に之を取扱ふことは大正十一年度の小作爭議全體の傾向を推知する上に決して徒爾ならざるを信するものである(尙ほ此處に取扱つたものは十二月廿日限の事件であると云ふことを附記する)。

1 主要爭議件數月別

月	件數	比例(%)
一月	三五	一一・四
二月	一九	六・四
三月	一七	五・七
四月	三四	一一・四
五月	二九	九・七
六月	三五	一一・四
七月	八	二・七
八月	二	〇・七
九月	二三	七・七
十月	二一	七・一
十一月	四七	一五・八

道府縣	十二月		計	比例(%)	
	上半期	下半期		上半期	下半期
大坂	二七	三三	六〇	一〇・一	二四・八
岡山	一六	三	一九	九・五	九・三
兵庫	一五	七	二二	八・九	五・四
愛知	九	七	一六	五・三	五・四
山梨	三	二	五	七・七	一・六
奈良	七	六	一三	四・一	四・六
廣島	七	六	一三	四・一	四・六
滋賀	四	七	一一	二・四	五・四
埼玉	三	七	一〇	一・八	五・四
香川	九	一	一〇	五・三	〇・八
群馬	五	四	九	二・九	三・一
静岡	六	三	九	三・五	二・三
長野	六	三	九	三・五	二・三
京都	二	六	八	一・二	四・六
神奈川	五	二	七	二・九	一・六
和歌山	七	一	八	四・一	一・二
東京	二	四	六	一・二	三・一
栃木	五	一	六	二・九	〇・八
北海道	三	二	五	一・八	一・六
福岡	二	三	五	一・二	二・三
千葉	一	三	四	〇・六	二・三
茨城	一	三	四	〇・六	二・三
三重	四	一	五	二・四	一・三
計	二八	二九	五七	二八	二九

ハ 主要争議発生原因月別

争議原因	月別発生回数												計	比例(%)
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
地主の小作料引上に對して減收に依る小作料引下要求	〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	13	1.3
同右と親作排斥要求	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作料高率引下要求	二〇	七	六	六	三	三	三	二	二〇	二五	三三	三三	231	23.1
小作料高率引下と品種制限撤廢要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作高率引下と口米廢止要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作高率引下と小作料定額要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作料高率引下と小作地に品等を付する要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作料高率引下と肥料代要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作料高率引下と手當米請求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作料高率引下と管理人排斥	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作料高率引下と土地施設要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
其他小作契約の改變	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
(肥料代要求を含む)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作地沒收に對して	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作權確立要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作權確立と小作料引下要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
小作權確立と定米制要求	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12	1.2
不明	三	元	七	三	元	三	八	二	三	三	七	六	298	29.8
計	35	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	252	25.2
計	288	215	217	219	212	213	218	212	213	215	219	213	2520	25.2

地域	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
岐阜	三	一	一	一	二	〇	〇	〇	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
徳島	三	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
大分	三	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
石川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鳥取	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島根	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高知	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	16	19	19	19	29	16	16	16	16	16	16	16

ニ 主要争議中特殊の経過を取れるものゝ月別

實件數	小作米不納		小作地返還		不作同盟		小作地返還と不作同盟		小作地没収		訴訟		小作地没収と訴訟		計
	小作米不納	小作地返還	不作同盟	小作地返還	不作同盟	小作地返還	不作同盟	小作地没収	訴訟	小作地没収	訴訟	小作地没収	訴訟		
一月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5.8	
二月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3.7	
三月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3.3	
四月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4.9	
五月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4.1	
六月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6.9	
七月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7.5	
八月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5.0	
九月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5.4	
十月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3.3	
十一月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7.0	
十二月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5.0	
計	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	35.6	

ホ 主要争議解決件數月別

割合	總争議百中占むる		訴訟		小作地没収と訴訟		計
	小作地返還	不作同盟	小作地没収	訴訟	小作地没収	訴訟	
一月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
二月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
三月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
四月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
五月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
六月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
七月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
八月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
九月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
十月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
十一月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
十二月	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8
計	35.6	35.6	35.6	35.6	35.6	35.6	35.6

農村問題

5 小作爭議の経過及び結果

大正十一年中に生じた小作爭議の中、注目すべきものを選んで、其の経過、解決の狀態及び當事者並に社會の態度を叙し、以て本年度の小作爭議の傾向を知る資料としよう。

イ 兵庫縣朝來郡粟賀村の小作爭議解決
同村は大正八年以來小作爭議絶えなかつたが、昨年十二月二日同村篤農家數名の調停により左の如き徹底的(?)なる協同的解決を告ぐることに成つた。今、その「和解覺書」及び「仲裁書」を載せる。

粟賀村小作者紛争事件和解覺書

朝來郡粟鹿利柴、一品、早田、和賀部落に於ける地主小作者紛争事件は曩に朝來郡長並和田山警察署長の斡旋せる仲裁人の仲裁に附することとなつたる處爾來數回折衝を重ねたる末今般地主並小作者共紛争の不利なることを自覺し別紙仲裁人の提示せる仲裁案を承認し茲に之が和解を見たるのみならず將來地主は温情を以て小作人を愛護し小作人は地主に信賴し以て永遠に再び如此不詳事件の發生せざることを誓ひ又本件に干與せる郡長、警察署長及仲裁人は今後本村が平和の裡に振興す

ることに關し好意的援助を與ふることを約せしに依り爲後日茲に此の覺書を作製し關係書一同之を記名捺印し本書は之を永代粟賀村役場に保管するものとす

粟賀村小作者紛争事件仲裁書

(一)柴、一品、早田、和賀部落小作者の主張に係る小作料減額の要永は現在に於て之を地方一般の狀態に照すときは、前年既に遞減の結果反て低廉に過ぐるの嫌あるを以て此の上減額の必要を認めず、依て今回の要求に對しては之を許容せざるを至當とす。但し小作者の現狀に鑑み繫争中に屬する田小作米に付ては特に左の通り免除す。

大正八年度小作米の内一石に付二斗

大正九年度小作米の内一石に付一斗

(二)前項但書に依り免除したる以外の滯納小作米は本事件和解の日より三十日以内に地主に納入すること

(三)米穀検査實施に伴ふ獎勵に付ては第一項但書免除と何等の關係を有せざること

(四)地主は本紛争事件和解の曉に於て別に立案したる小作保護獎勵方法を實行すること

粟賀村小作者保護獎勵方法

(一)柴、一品、早田、和賀部落内に田地を所有する地主は小作者保護獎勵の目的を以て大正十年度より向ふ十ヶ年間左記に依り積立米を爲すこと

(イ)田小作米收得高 百石未満

一石に付 二升

(ロ)同 百石以上三百石未満

(ハ)同 同 三百石以上五百石未満 三升

(ニ)同 同 四升

(三)同 五百石以上 五升

(二)前項積立米の管理に付ては民法の規定に依り社團法人を設置し其定款には左の事項を規定すること

(イ)積立米は之を金額に換へ積立つること

(ロ)毎年度積立金額の十分の一以内に於て理事會の議決に依り左の事項を行ふことを得ること

一 優良小作者の表彰

二 農事視察

三 地主小作者懇親會の開設

四 小作者の救済

五 其他農事開發上必要と認めたる事項

(ハ)積立期間満了したる時は其の當時の現在額の半額を小作物納入高に應じ平等に之を小作者に配分し、殘額は永久に之を積立て其の収益は理事會の議決に依り適宜に之を使用することを得ること

(二)社團法人の理事の定數は七人とし内一人は村長之に當り地主より三人(内一人は小作米收得高五百石以上の者とす)小作者より三人以上を選出すること

村長たる理事を理事長とすること

(ホ)積立金は理事長之を管理すること

(ヘ)小作者にして小作に關する義務に違背したる時は積立金に關する一切の權利を失ふこ

と
(三)本獎勵方法は粟賀村粟賀部落に於ける獎勵方法と合併すること

而して大正十年度分は右和解後村長が實地に稻作地を檢分し、地主小作兩者の諒解の下に小作料壹石に付き五升を減額することに決定した。

ロ 三重縣鈴鹿郡關町の小作爭議

同町の小作人百三十餘名は結束して昨年末地主に對し不作による小作料四割減を要求したが之れに對し地主六十餘名も屢々會合を重ねて協議したる結果、委員六名を選びて之れが調査と交渉の任に當らしめた。

而してその結果、地主側は一割七分五厘減まで折れたが、小作人側は飽迄も四割減を要求してやまず、久しく紛擾を重ねつゝあつたが、果然一月八日に至り小作人側は同町小學校に集會し、役場に會合せる地主側と對應して盛んに氣勢を擧げ、九日には龜山警察署より警官出張して警戒する程であつたが、遂に同町長の仲介にて小作料三割減に雙方妥協して解決した。

ハ 奈良縣宇智郡野原村の小作一揆

同村の小作人百五十餘名は地主に向つて三割乃至四割の小作料減額を再三要求し

たが、地主側が頑として應ぜざる爲め、小作人側は同村十輪寺に於て數回集合協議したるも、最早平和的解決の望無きを知り、遂に一月十八日午後一時警鐘を亂打して同寺を出發し、示威行進を爲して先づ國松四郎左衛門氏宅に押し寄せ、交渉の結果四割減を承諾せしめ、次には的揚楯太郎氏宅に押し寄せて同様凱歌を奏したが、更に郡會議員馬場市右郎氏方に押し寄せて交渉したるも、頑として應ぜざる爲め小作人側は大いに憤激し、小石、酒瓶、蒟蒻玉等を手當り次第に投げつけて亂暴を働いた。急報に接し警官出張して解散を命じ之れを鎮撫したが、代表者四名は五條署に引致された。而して取調の結果五十六名は騒擾罪として告發されたが二月末に至り全部豫審免許となつて事件は落着した。

ニ 香川縣木田郡西植田村の小作爭議

香川縣に於ける小作爭議は大川郡鴨庄村の爭議解決と共に漸次解決の運に向ひつゝあつたが、二月二日に至り突然木田郡西植田村に爭議勃發し、大字池田、本村、川東、上田、市場の五部落の農民約百名は同日代表者を選舉し、地主

に對して既往七ヶ年間の凶作に對し一反歩平均二斗の減額を要求した。茲に於て地主側は四日會合協議の結果、斷然小作人の要求を拒絶したので、小作人は大に憤慨し愈々十一日を以て小作地全部を返還することを決議した。

ホ 新潟縣長岡市川崎町の小作爭議

本町の大地主高野重勝氏は、二月下旬、其の小作人八十餘名に對し、本年度より小作料一反に付五升の値上を申渡し、之れに應ぜざる者の小作地を取上ることを宣言した。之れに對し小作人は大いに憤慨し、十名の委員を擧げて交渉したが、聞かれざるより、協議の結果小作地全部を返還した。而して之れを見たる自作農は大いに同情し、その耕地を割いて夫等小作人に小作せしむることゝした。

ヘ 兵庫縣明石郡神出村の小作爭議

同村の分玉松太郎氏外九名の者は印南郡上莊村大地主大西甚一平氏の小作人なるが、不作を理由として小作料減額を要求したるも、聞かれなかつたので支拂を拒絶した。之に對し大西氏はその支拂請求訴訟を一月十六日明石區裁判所に提出した。茲に於て問題は紛糾し、小作人は之れが對策と

して近村の小作人と聯合し、二十五日午後明石市中崎公會堂に大會を開催して大々的示威運動を行ふ計畫を立てた。かくて事態容易ならざるより明石郡長金森爲郎、神出村長藤井徳三郎兩氏調停に立ち、爭議兩者の代表者を二十七日同公會堂に會し、協調和解を計つた。席上小作人代表者は昨年度減收平均額一割一分四厘の倍額二割二分八厘を地主の負擔とすべしと要求したるに對し、地主側代表者は他の村民が既に八分五厘減にて承諾定納したるを楯として、之れを絶對に拒絶したが、小作爭議の根絶を期する爲め小作人組合を組織し備荒貯蓄を爲し互助の資に供すべしとて、その基本金として四千三百五十圓（全小作料の約二割六分）を交付することを申出でた。茲に於て係争中の訴訟は早速取下ぐることに、滞納小作料は三月十日迄に定納すること、小作人組合は三月中に雙方の代表者及び仲裁人立會の上規約を作製して組合を組織することとして解決を告げた。

ト 大阪府三島郡三島村大字太田の小作

爭議

當字の耕地六十町歩の小作人吉川辰次郎氏外廿七名は地主たる同村長齋藤半兵衛氏外廿四名に對し、昨年度小作料一段歩に付き三斗減額、及び小作米の品種が大正二年以來優良米たる長者穂及び改良穂に限定されてゐるのを元通り長者穂、改良穂、朝日穂の三種等分納にすべきことを昨年末以來要求してゐるに對し、地主側は要求の前者に對しては二斗減まで讓歩したるも、後者に對しては頑として應ぜざりし爲め、事態は頗る紛糾を來した。殊に地主側が小作對抗策として地主共同耕作を計畫したる爲め小作人側は益々憤激し、二三の調停も何等奏効しなかつたが、遂に三月八日に至り隣接安威村長乾縫之助氏の調停により、大正八、九兩年の滞納小作料は、獎勵米を二升増額（從來は小作料一石に付き三升一合五勺）する代りに、品種を長者穂及び改良穂の二種に限定し、當時の在庫價格の平均額に準じて追納し、十年度分は獎勵米を全廢して一石六斗の小作料を三斗減じたる上、前記二種中に朝日穂を加へたる三種の平均價格石四十八圓の割にて、何れも金納することに決定して解決を見たのである。

チ 岡山縣兒島郡藤田村開墾地大曲農場

の小作爭議

岡山縣兒島郡藤田村開墾地大曲農場に於ては、藤田組と小作人との間に大正八年以來小作紛争あり、交渉昨年末に及んだけれども、藤田組は少しも解決の誠意を示さなかつた。茲に於て小作人百十五名は昨年末更に次の如き要求條件を提出した。

- 一 十年度の小作料は三割を差引いて納付し、而して三割減額の事後承諾を求むること
 - 二 現行小作制度たる檢見法を廢して定米法を採用すること
 - 右に對し藤田組は二月十五日に至り全部拒絶すると共に殘餘小作料の納付を二十五日限りとし、若しその期日に納付せざる時は、法に據つて處分すると共に、小作契約を解除すべきことを通告した。こゝに於て郡長、村長、署長等調停に入り、幾多の曲折を経たる後、遂に三月廿八日に至り爭議兩當事者とも郡長に無條件を依頼したる結果、左の條件の下に解決を見ることとなつた。
- 一、十年度小作料、未納額三割は無條件にて即刻納入すること
 - 二、小作制度は現狀維持とし、三年間其契約を延長すること
 - 三、未納小作料の納入は生活狀況に應じ便宜

延納を許可すること

四、獎勵米三ヶ年分を貸與すること

リ 大阪府北河内郡津田村の小作爭議

同村の田地約八十町歩、其の地主百餘名、而して小作人は約二百名であるが、小作人は近年高率なる小作料の爲めに苦しみつゝあり、殊に十年度は非常な凶作なりし爲め、小作農の窮迫その極に達した。茲に於て小作人は同村々長三宅源治郎氏を通して、十年度小作料減額及び小作料率の根本的改正を要求した。これに對し村長は標準小作料を一反歩最高一石七斗最低九斗と定め、尙特別増收の場合は地主小作人兩者より同數の委員を選んで適宜に量定すべしとの提案を爲したるに、七十七名の地主は此の調停案に應じたが、他の六名の地主は頑として應ぜざりし爲め、事態は頗る紛糾を來し、三月八日には郡内小作人大會を開催し、六百名の小作人集まりて氣勢を擧げた。爲めに強硬なる態度を保持した例の六名の地主も遂に紛争の解決を三宅村長並に野村郡長、齊藤署長に一任するに至つた。かくして四月二十一日拂曉、左記條件の下に解決を見ることになつた。

四等田 一石四斗六升二合
五等田 一石三斗五升七合

六等田 一石二斗六升三合
七等田 一石一斗五升八合
八等田 一石六升四合
九等田 九斗五升九合

而して右小作料率は大正十年度より將來に向つて之れを實施することとし、更に大正十年度小作料は一石に付一石五升減額せられた。

又 兵庫縣印南郡伊保村宇中島の小作爭議

中島の田地三十四町歩の小作人四十七名は地主十三名に對し、四月十日大正十年度の減收を理由として、小作料二割五分減を要求したる所、地主側は一割三分減以下は承諾し得ずと拒絶した。茲に於て小作人は結束し、要求の貫徹せざる限り、小作米を納付せざることを申合せ、同時に五名の委員を選んで地主との交渉を一任するに至つた。委員は地主に納付すべき小作米全部を或る倉庫に保管しつゝ強硬なる談判を開始したが、地主側も飽迄前言を固執して譲らず、且つ一部の地主は小作米支拂請求訴訟を姫路區裁判所に提起したる爲め、遂に小作人は擧つて日本農民組合に加盟し、同組合の後援の下に廿八日大演說會を開催する

こととして飽迄も要求を貫徹せんことを期した。此の狀勢に驚かされたる縣當局は印南郡長及び所轄魚橋署長を出張せしめ調停せしめたる結果、地主小作人兩者とも事件の解決を兩氏に無條件一任することとなり、結局二十四日に至つて、昨年度に限り小作料一割九分減額てふことにて落着を見たのである。

ル 長野郡埴科郡戸倉村の小作料爭議

戸倉村に於ては地主數四十六名に對し小作人數百四十七名であるが、之等の小作人は農事組合なるものを組織し、昨年末小作料二割五分減を要求した。然るに之れに對して地主は一割乃至一割五分減を主張して小作人の要求に應じなかつた爲め、小作人の中には收支不償の理由の下に小作地の返還を申し出づる者多く、本年四月に入つてはその數百餘名、面積十町歩以上に及んだ。茲に於て地主側は返還地のみならず全部の小作地に對して一割五分減を提議し、更に調停者たる宮本村長は坂井組合長に對し本年庫に限り二割減とし、後日に至つて小作地の小作料歩合を改めて定めんことを交渉したが、四月二十八日の小作人協議會に於ては何れも之れを

拒絶し飽く迄も二割五分減を貫徹することを申し合せた。時恰かも播種期に近き頃とて、事態頗る容易ならざるものあり、調停書は大いに奔走斡旋したが、五月四日の會合も亦無効に終つた。かくて五日に至り調停書と地主と會合して小作料を永久二割減とし、不作の場合又は勞銀の高低なる場合には更に協定することとし、その旨農事組合に通知した。こゝに於て農事組合に於ては同夜小作人會を開催して協議したる結果、此の提議を承認することとし、こゝに問題は解決を見ることとなつた。

ヲ 東京府南多摩郡小宮村の小作料爭議 小宮村粟の領の小作人五十餘名は昨年未同村石川の地主八名に對し同盟して小作料三割減を要求したが、聞かれなかつた爲め十二月二十六日誓約書に記名調印して小作地返還を敢行するに決した。而して其後迂餘曲折を経ても解決を見なかつたが、本年五月に至り既に苗代の苗が寸餘に伸び、今少しく解決が遅延するならばよし妥協成るとも本年度の植付が不可能になるので地主側は急に狼狽し、小作人の提案を悉く容れ、小作料を三割減額し且つ從來の何升割と云ふ地積の算出法を廢し正確な畝歩を基として小作料を定むることに決定した。茲に於て小作人

も小作地返還の申出を撤回して事件は圓滿に解決を見ることとなつた。

ワ 兵庫縣印南郡阿彌陀村の小作料爭議 阿彌陀村の小作人三百餘名は四月末その地主二百六十餘名に對して小作料永久二割減を要求した。之れに對し地主側は三分乃至五分を向後二ヶ年限り低減せんことを申し込んだが、元より小作人は之れに應ぜず小作地返還の舉に出でた。茲に於て地主側は五月三十一日同村時光寺庫裡に會同して善後策を協議したる結果、地主同盟會を組織して結束を堅くすることを約し、同時に小作人より返還したる土地は悉く之れを同盟會に於て共同耕作することを決議し、之れが實行委員三十名を選定して散會して散會した。一方小作人側も同じく同日部落毎に寺院又は青年會場に集合して結束を堅め、且つ爭議未解決中は(一)、地主側家庭に吉凶事の出來する場合も之に寄りつかざること(二)各部落とも一齊に水入役(用水灌漑専任)を辭任して水路、溜池等の普請に出役せざること等を相談した爲め爭議は極度に白熱するに至つた。こゝに於て郡内有力者が種々奔走盡力したる結果、六月五日朝に至り名村の中心たる東西阿彌陀兩部落に於ては小作料一石に付一斗一升五合の永久低減

にて落着し、又魚橋部落に於ては四日夜一石に付一斗の低減にて落着した爲め、自餘の諸部落も漸やく解決の曙光を認むることとなつた。

カ 山梨縣西山梨郡住吉村の小作料爭議 住吉村小作組合では小作料を一段歩に付き一俵の減額を要求したるに對し、その地主たる甲府市若尾家の地所部長たる若尾金造氏を始め太田源七氏外數名は六月十二日午後甲府商業會議所に會合して種々密議を凝らしたる結果、爭議の中心地たる同村大字上村組の小人全部の耕地を取上げて株式組織の耕作組合を組織し他より人夫を雇入れて耕作せしむる計畫を立てその旨小作人に内容證明郵便を以て申し送つた。こゝに於て小作人側は大いに激昂し組合長田中安三氏方に會合してこれが善後策を講じたる結果上村組の耕作地全部を取上げられたる場合には住吉村の小作人は互に耕地を分け合つて耕作し尙出稼の出來得る事情の者は出稼することとし飽く迄結束を堅めて初志の貫徹に努めることを申し合せ、その旨十三日地主側に内容證明郵便を以て申し送つた。十八日に至り同村下小河原の地主が返

還されたる耕地を人夫を雇入れて手入れを始めたるに、小作人側は小作権の無視なりと憤慨して自ら植付を開始した。之れに對し地主は警察官の出動を促したる爲め十五名の小作人は二十一日午後三時業務執行妨害罪として甲府區裁判所検事局に送られ事態は著しく悪化した。尙二十日には小作組合側は組合長宅に役員會を開いて協議した

結果、更に小作料三割減の要求を爲し、若し容れられずんば絶対に小作せず土地を返還することを決議した。此間江邊西山梨郡長は調停を試み、廿三日午前十一時より郡役所に於て地主小作兩者の代表者を招致して意見を聴取したが、何れも頑強にその主張を固執したる爲め、殆んど調停の餘地なき有様であつた。小作組合は更に二十三日夜會合し、飽く迄初志の貫徹を期する爲め小作地全部を返還することとしてその實行方法を協議し、越えて二十七日には下河原の小作人は地主方の作男を亂打するの暴舉に出でた。かくて事態は益々紛糾するのみにあつたが、更に早川山梨縣農政研究會委

員長及び國粹會山梨縣支部の調停盡力により、二十九日午後四時より西山梨郡役所樓上に於て、地主側よりは甲府市の太田源七氏外四名、小作人側よりは住吉村小作組合長田中安三氏外數名會合し、調停者例席の上過般江邊郡長の提案したる調停案を基礎として作りたる左記調停案により一先づ解決を見ることとなつた。

- 一 本年は無條件にて此際植付を済ますこと
- 二 小作人の要求に於て三割減は重要問題であるから本年から試験田を設け既往と現在とに亘つて綿密なる調査を遂げ一兩年の中に解決すること
- 三 本年の小作米は隣接村民の實況を参考とし實際の收穫高を參酌して相當減額すること

ヨ 北海道河西支廳神樂村御料地に於ける小作制度爭議

本爭議は本年二月に其端を發し、爾來幾曲折を経たる後漸やく八月に至つて解決を見たるものであつて、その事相は可なり複雑であるが、こゝには唯其要領を摘記するに止める。

元來御料地には親小作と稱する借地權所

有者が宮内省と小作人との間に介在して小作人より不當の小作料を搾取し、その爲め小作人の生活は茲に窮迫してゐるので、同地小作人三百名は此の不合理なる親小作の介在を排し直接宮内省と契約を結ばんとする運動を起し、横田晃一氏等の組織せる日本農民總同盟の應援を得て二月二十三日旭川錦座に於て北海道農民大會を開催し、左の如き決議を可決した。

- 一 吾等は合理的主張を貫徹せしめん爲めに北海道農民の即時團結を期す
- 一 政府が吾等を企業者と認めたる事によつて、吾等は現在の奴隸的請負労働者の境遇を脱却する權利と自由を有す
- 一 吾等は在來の小作料均等制を排し、年々の收穫を基礎とし小作組合對地主の協定に依ることを至當と認む
- 一 吾等は社會建設の上に小作人及び中農の最も必要なることを確認したるが故に横暴なる地主は絶対に排斥す
- 一 吾等北海道の小作人は御料地と殖民地とを問はず小作料平均二割五分の輕減を要求す

之れに對し親小作側は三月五日會合を開いて種々協議したる結果左の如き協定書を作つて一時小作人側と和解した。

一 小作料不公平と認むる地所に對しては借地人側及び小作人側各代表五名宛を選出し、現地を調査の上小作料の更正を圖ること

一 立退請求に關して係争ある場合は相互の實情を調査し圓滿なる調停を圖ること
但し不都合の行爲ある者は此の限りにあらず

一 借地權讓渡の場合は豫め小作人に通知し
殘存契約事項はなるべく期間中繼續せしむるよう盡力すること

一 今後小作人に關する問題は借地人組合と小作人組合と誠意を以て萬事圓滿に解決すること

一 土地を荒廢せしめ或は小作料不納其他の契約不履行の者ある時は小作人組合は適當なる督勵を加へ義務履行に盡力すること

然るに六月に至り親小作側は協議の結果各小作人に對し『小作問題に關しては將來貴下に服従し小作組合には一切關係致す間敷決して違反仕不候事』との覺書を配布し之れに強制的に捺印せしめんとしたので、最近旱魃其他の原因にて稍不作なるに不安

を感じむる小作人側は大いに憤激し反對に左の四項の要求を提出した。

一 小作料二割五分輕減のこと

二 立退を命ずる場合は手當として百五十圓支結のこと

三 借地人側に於て建てたる建造物の修繕は借地人側に於て爲すべきこと

四 小作權を認むること

かくて争議は再燃したが、之れに對し帝室林野管理局上川出張所の大窪光儀氏等主として斡旋盡力したる結果、八月に至り遂に協調成立し、五町歩に付き百十俵以上の收穫地は小作料九俵を減額し、四十俵以下の土地は現状維持とし、其中間の土地は相當の比率を以て小作料の減額を實行することとし、又今後小作料の不適當と認むる土地に對しては地主側から五名、小作人側から五名の代表委員を選出して調査協定することとし、將來止むを得ざる事情の爲め立退きを請求する場合は公平なる調停を爲すこと、借地權を他に讓渡する場合には原則として現在小作人の優先權を認むること等二十一箇條の規約を作り、同時に借地人及び小作人三百餘名が協同して『神樂村御料

地耕作吉參加組合』を組織し、而して數名の責任委員を双方より選出して一切の事務を擔當せしむることとなつた。即ち一種の勞資協調的農業委員制度の成立を見ることとなつたのである。

夕 福岡縣嘉穂郡内野村の小作料争議

同村の小作人は昨大正十年秋稻作收穫期に小作料二割減を要求したが、之れに對し二三の地主は一割八分減を承諾したが、他の地主はその要求を容るゝ時は收支償はざるのみならず附近の町村にも影響を及ぼす虞ありとの理由にて之を拒絶し、尙種々交渉の結果一割減まで讓歩したが、小作人は頑として最近の要求を離さず、遂に本年度插秧期間迄の五月上旬に至り交渉破裂を見、小作人側は小作地三十三町歩を返還した。茲に於て地主側は筑後方面より人夫を雇ひ地主五名にて該三十三町歩を共同耕作して本年の收穫期に入つたが、その間に非常な窮境に陥つた小作人は十月十九日に至り、代表者二名を地主側に送り、以前の二割減要求を撤回し、一割六分増で小作の復活を申出た。其後數次交渉を重ねたる結果、本各麥作より向後五ヶ年間は一ヶ年一割五分増で小作人が従前の三十三町歩を耕作することとなり、即ち小作人側の慘敗となつて十月二十一日協定を遂げた。

レ 大阪府北河内郡の小作争議

北河内郡は日本農民組合の優勢なる所

で、同組合北河内聯合會があり、本年秋季には各村に於て小作料永久三割減を要求して地主に當つた。今その結果を概括的に記述すれば左の如くである。

イ 津田村字野

小作係争地約二十三町歩で、その中約十二町歩は十二月に小作料二割減の上、肥料代として五千圓を無利息にて小作人に融通することとなつて解決したが、自餘の十一町歩は未解決の儘である。

ロ 牧野村字禁野

本年限り一割五分減にて解決、外に畑作小作料は五割減。

ハ 山田村字片鉢

永久二割減にて解決。一地主に對しては永久三割減に決定。

ニ 牧野村字養父

二割二分減にて十一月中旬に解決

ホ 牧野村字小倉

永久二割減にて解決。

ヘ 川越村字村野

本年限り三割及び三割五分減にて解決。

ト 山田村字田口

永久二割減、外に地主の支出にて野道を完全に修繕擴張することを附帯條件とす。

チ 山田村字甲斐田

前記田口と同條件にて解決す。

リ 氷室村字黒谷

平均一割五分減にて解決。

三 小作組合

1 組合統計

イ 組合數府縣別

(大正十一年一月卅日現在内務省調査)

地方別	地主組合	協調組合	小作人組合
北海道	1	4	24
東京	1	1	20
京都	1	1	30
大阪	8	1	37
神奈川	1	2	26
兵庫	1	1	21
長崎	1	1	21
新潟	1	1	21
埼玉	1	1	21
群馬	4	6	79
千葉	1	3	99
茨城	1	3	69
栃木	7	2	96
奈良	3	1	29
三重	2	1	12
愛知	2	1	51
静岡	1	1	58
山梨	1	1	8
滋賀	1	4	56
岐阜	1	1	1
長野	2	6	31
野	3	1	18

府縣	組合數	地主組合	協調團體	小作人組合	計
宮城	1	1	1	1	2
福島	1	1	1	1	2
青森	1	1	1	1	2
岩手	1	1	1	1	2
石川	1	1	1	1	2
富山	1	1	1	1	2
鳥取	1	1	1	1	2
島根	1	1	1	1	2
岡山	5	7	7	4	16
広島	2	2	2	1	4
山口	2	2	2	1	4
山歌	2	2	2	1	4
徳島	2	2	2	1	4
香川	2	2	2	1	4
愛媛	1	1	1	1	2
高知	1	1	1	1	2
福岡	2	2	2	1	4
大分	1	1	1	1	2
熊本	1	1	1	1	2
宮崎	1	1	1	1	2
鹿児島	2	2	2	1	4
計	194	85	67	91	337

ロ 組合數増加趨勢

地主組合	協調團體	小作人組合	計
大正十年三月末日	133	46	67
同十一年一月廿日	146	66	92
同十一年六月末日	159	96	125
同	172	126	158

ハ 組合の範圍

(大正十一年六月末現在内務省調査)

地主組合	一七	協調團體	二五	小作組合	八五	計	一二七
地主組合	三	團體	二〇	小作組合	七	計	三〇
一町村内のもの	三九	一聖	九三	一、二六	七〇〇一、〇〇〇	計	七〇〇一、〇〇〇
數町に亘るもの	三	一聖	九三	一、二六	七〇〇一、〇〇〇	計	七〇〇一、〇〇〇

ニ 組合設立年次別

(内務省調査)

設立年次	地主組合	小作組合	計
明治四十年以前	三二	二二	五五
同 四十一年	三	一	四
同 四十二年	七	四	一一
同 四十三年	八	四	一二
同 四十四年	二	一	三
大正元年	一六	二〇	三六
同 二年	一〇	九	一九
同 三年	五	七	一二
同 四年	二	二	四
同 五年	五	三	八
同 六年	七	三	一〇
同 七年	〇	一	一
同 八年	一六	一〇	二六
同 九年	九	一〇	一九
同 十年	二六	三二	五八
同 十一年(六月末日限)	二二	一七	三九
計	二二九	九〇	三一九

ホ 組合員數別組合數

(大正十一年六月末日現在内務省調査)

地主組合	組合員	二、三、一、四四
小作組合	組合員	一〇七、二八二
小作組合員數別	組合數	一、〇〇〇以上
		三
		(和歌山、徳島、福岡各一)
		(栃木)
		一
		(神奈川、群馬、岡山、香川各二)
		(新潟、富山、福岡各一)
		二
		五〇〇一七〇〇
		三〇〇一五〇〇
		二〇〇一三〇〇
		一五〇一二〇〇
		一〇〇一一五〇
		七〇一一〇〇
		五〇七〇
		三〇一五〇
		一五一三〇
		一五未滿
		一三

●注意―内務省調査と農商務省調査とは、組合の數に於て差異がある。農商務省のそれは本年鑑十一年版一九九―二〇〇頁及び二〇一―二〇二頁に掲げてある。尙ほ地主組合及び小作組合の夫々の沿革、事業等に就きては同年鑑一九九―二〇四頁を見よ。

2 組合の成立

小作爭議に當面して一時的に出來た小作

組合の數は極めて多いものであらうが、此處には夫等を全く除外して、小作人の地位向上の爲めに常設的の計畫が立てられた組合に就いて述べようと思ふ。此の意味に於て大正十一年は忘るべからざる年である。即ち新しい思想を根柢とした組合が初めて農民の間に生まれ出でたと云ふ事に於てある。

左に斯種組合中特に注意すべき二箇の組合の成立についてのべよう。

イ 日本農民總同盟の成立及其の運動
東京府下瀧野川町四九八に本部を置く日本農民總同盟は二月二十三日其發會式を擧げ、左の如き宣言、決議を可決した。

宣言

昔から農民ほど自分の労働を樂しみ人の働らいたものを奪はうとしないものはない。農民は實に平和な労働種族なのだ。天真爛漫な労働種族なのだ。然るに過去の人類史は、何處の國に於ても何時の時代に於ても塗炭の苦しみを受けなかつたためしは嘗てなかつたのだ。歐洲では十八世紀の末まで、日本では最近まで農業が一番の産業であつたから農民は常に最大の労働者で同時に又最大な貢獻者であつたから農民の歴史は寛容神の如き歴史であ

る。農民が孜々として働いたればこそ國內の總ての人が生き得られたのに不拘農民が酒を飲む事、肴を食する事すらも或時代の法律はこれを禁じた。そして一方に苛酷な貢税を課し一寸でも其期を遅るれば水牢にまで入れた時代があつた。これが各國の歴史なのだ。そして何時の時代にも農民は黙して働いて來たのだ。農民の此の状態は今日も尙同様である。地主の飽くなき欲望は小作人から搾り取るばかりだ。まだそれで足りなくて尙慾の上に自作農半自作農を小作人としてゐる。それは數字を掲ぐるまでもなく村々の實相が證據立ててゐる。それは社會國家の衰亡の兆である。我々は生きなければならぬ。その爲めに我々は涼平として宣言する。働らかざるものは食ふべからずと。我々はこの標語の神聖を疑はない。而てこれは我々の團結の力によりてのみ其の神聖なる教條の實現は期し得らるゝ事を知る。そして社會國家を救はねばならぬ。

決議

- 一 農民組合の確認
- 一 税制の改正、但し累進率による
- 一 小作條件の改善
- 一 國有林の適宜拂下
- 一 鐵道の速成

次に同總同盟の規則を掲ぐれば次の如くである。

- 第一條 本同盟ハ日本農民總同盟ト名稱ス
- 第二條 本同盟ハ本部ヲ東京府内ニ、其聯合

農村問題

會ヲ各道府縣ニ、其支部ヲ各郡又ハ地方別ニ置き、行政町村ヲ一單位トシテ農民組合ヲ設立スルモノトス

第三條 本總同盟ニ加入セントスル組合員ノ資格ハ所有土地五町歩以下ノ農民トス

第四條 本同盟ハ左ノ事業ヲ爲ス
一、共濟事業トシテ天災不作其他一切ノ不作ニ際シ組合員ノ相談ニ應ジ其適當ト認ムル時ハ斡旋ヲ爲シ且ツ全國ニ共濟金ヲ募集シテ之レヲ救助ス

二、小作及ビ農業ノ諸條件ニ關スル改善及ビ其調査研究ニカメ各組合ヨリノ報告ニヨル材料ヲ蒐集シ組合員ノ合理的主張ヲ擁護ス

三、毎月新聞又ハ雜誌並ニ臨時印刷物ヲ配布シ研究會演說會等ヲ開催シテ組合員ノ教化修養ニ資シ併セテ組合員各自ノ圓滿ナル意志ノ疏通ヲ圖リ農村享樂ノ理想ヲ期ス

第五條 本同盟ノ經費ハ會員ノ據金及ビ寄附ニ依ルモノトス

第六條 本同盟ハ一箇年米五升ヲ會費トシテ納入セシム。但シ内三升ハ聯合會、支部、各自組合ニ一升ツツヲ充ツ。聯合會支部ナキ時ハ本部ヘ納入スルモノトス

第七條 本同盟ハ委員ノ會議組織ニヨル。中央委員ハ當分組合員百名ニ對スル一名ノ割合ヲ以テ選出シ其任期ハ滿二箇年トス。但シ再選ナ妨ゲズ

第八條 本同盟ハ左ノ常任委員ヲ置ク

一 理事 三名

二 幹事 若干名
理事ハ本同盟ヲ總理シ、幹事ハ其補任トス、

第九條 聯合會、支部、組合等ノ設立ニハ本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第十條 本同盟ノ機關ヲ左ノ如ク定ム。

一 中央常務委員會
理事及幹事ヲ以テ組織ス、但シ理事會議ニヨリ之レニ代ル事ヲ得

二 中央評議委員會
中央委員ヲ以テ組織シ理事之レニ參加ス。其開會ハ毎年一回東京ニ開クヲ定時トシ、理事及ビ中央委員二分ノ一以上ノ同意アル時ハ臨時開會スルモノトス

三 中央執行委員會
各聯合會長及ビ本部理事ヲ以テ組織ス。但シ必要ニ應ジ各支部長各組合長本部幹事ヲ召集スルコトアルベシ

附則

各聯合會、各支部、各組合ノ規則及ビ本部ノ庶務會計宣傳編輯各役員會救濟調査等ニ關スル細則ハ別ニ定ムル處ニヨル

而して本部理事は横田晃一、杉本彌助の兩氏であつて、其後の運動を擧ぐれば、

北海道遊説―三月初旬、横田理事、北海道に赴き、川上郡東西兩御料地其他六組合を加へて一萬五千五十戸の加入を得たと云ふ。水戸市に於る同總同盟主催茨城農民大會の開

催(四月廿三日)

尙は關係せる小作爭議を擧ぐれば

北海道河西支廳上川郡神樂村御料地に於る小作制度爭議(前節を参照)

聯合會所在地は、茨城縣水戸市、千葉縣

八街市、福島縣須賀川町、北海道旭川町等

である。同盟機關紙として「日本民衆新聞」(五月一日創刊)を發刊してゐる。

ロ 日本農民組合の成立

賀川豊彦、杉山元治郎氏等を中心とする

日本農民組合は昨年十二月の頃より創立の緒に就いて居つたが、今年四月九日神戸

市下山手通六丁目基督教青年會館に於て、同組合第一回大會を開催するに及んで、完全

日本農民組合理約

第一章 名稱及位置

第一條 組合ハ日本農民組合ト稱ス

第二條 組合ハ本部ヲ大阪市ニ置キ必要ニ應

ジ各地ニ支部ヲ設クルモノトス

第二章 目的及事業

第三條 組合ハ組合員相互ノ一致連絡ヲ計ル

ト共ニ識見ノ開發徳性ノ涵養、地位ノ向上

生活ノ安定ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條 組合ハ其目的ヲ貫徹センガ爲メ本部

ニ左ノ部門ヲ置ケ

一 出版部(雜誌及書籍ノ出版)

二 調査部(爭議、労働事情、生計狀態等)

三 宣傳部(出版講演、應援演說等)

四 農民學校ノ經營

五 産業組合經營(種子農具等ノ周旋)

六 理想的農村ノ設立

七 法律相談部

八 農民藝術ノ助成

九 副業ノ指導

十 其他農民ノ福利ニ關スル一切ノ事業

第三章 入會及退會

第五條 組合員タラントスルモノハ規定ノ様

式ニ從ヒ六ヶ月以上ノ組合費ヲ添へ本部へ

申込ムベシ

第六條 組合員ニシテ退會セントスルモノハ

理由ヲ具シ其旨本部へ届出ツベシ

第七條 組合費六ヶ月以上滞納シタルモノハ

退會者ト看做ス

第四章 組合員ノ權利義務

第八條 組合員ヲ分チ二種トス

一般農民ヲ正會員ト稱シ、農民ノ向上ヲ助

成スル農民ナラザルモノヲ賛成會員トス

本組合員ハ規定ノ組合費ヲ前納スル義務アル

モノトス

第九條 組合員ハ雜誌「土地ト自由」ノ無代配

布ヲ受クルノミナラズ第四條ニ規定スル諸

事業ノ特典ニ與ルノ權利ヲ有ス

第五章 役員

第十條 組合ハ左ノ役員ヲ置ケ

顧問 若干名

組合長 一名

理事長 一名

理事 若干名

協議員 若干名

代議員 若干名

會計検査員 二名

會計 一名

第十一條 顧問ノ任期チ一ケ年トシ名士ヲ推

ス

第十二條 顧問ハ本組合ノ重要事項ニ關スル

モノトス

第十三條 組合長ノ任期ハ一ケ年トシ總會ニ

於テ普通選舉法ニヨリ選出スルモノトス

第十四條 組合長ハ組合ヲ代表シ事務ヲ總理

シ組合ニ關スル一切ノ責任ヲ任ズルモノトス

第十五條 理事長ハ理事中ヨリ互選ス

第十六條 理事ノ任期チ一ケ年トシ總會ニ於

テ組合員中ヨリ選出スルモノトス

第十七條 理事長並ニ理事ハ組合長ヲ補佐シ

本組合ノ重要事項ニ關與スルモノトス

第十八條 代議員ハ一支部ヲ以テ一選舉區ト

定メ區内ノ組合員三十名毎ニ一名ヲ選出シ

最後ノ端數二十名ニ達スル時ハ更ニ一名ヲ

選出スルコトヲ得

第十九條 代議員ハ支部ニ於テ組合員ヲ指導

スルノ外本組合ニ關スル事務ヲ分掌スルモ

ノトス

第二十條 協議員ハ代議員三名ヲ有スル支部

ヨリ一名、五名以上ノ支部ヨリ二名代議員

中ヨリ互選ス

第二十一條 會計検査員ハ代議員中ヨリ選出シ本組合ノ會計ヲ監督審査スルモノトス

第二十二條 會計ハ當分ノ内理事長之ニ任シ本組合ニ關スル一切ノ會計ヲ處理ス

第六章 機關

第二十三條 本組合ノ會議ヲ左ノ三トス

一 總會 二 協議會 三 理事會

第二十四條 總會ハ理事及各部選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年春季一回之ヲ開ク

但シ重要事項生シタルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルベシ

第二十五條 總會ノ議長ハ組合長トス

但シ組合長事故アル時ハ理事長之ヲ代理ス

第二十六條 協議會ハ理事並ニ各部選出ノ協議員ヲ以テ組織シ組合長必要ニ應ジ召集スルモノトス

第二十七條 理事會ハ總會並ニ協議會ノ決議ニ基キ組合ノ事務ヲ執行スル爲メ毎月一回之ヲ事務所ニ開クモノトス

第二十八條 總會ハ普通會議法ニヨリ其決議ハ定員ノ半數以上出席セザレバ無効トス

但シ決選投票ノ際同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第七章 會計

第二十九條 組合ノ經費ハ組合員ノ釀出ニヨル

第三十條 組合ノ會費ヲ一ヶ月二十錢トシ毎月前納スベシ

但シ米麥ヲ時價ニ換算シ代納スルコトヲ得

第三十一條 既納ノ組合費ハ一切之ヲ返還セズ

第三十二條 組合ノ會計ハ總會ニ於テ其期間ノ決算ヲ報告シ總會ヘ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第三十三條 組合ノ會計ハ毎月發行ノ雜誌『土地下自由』紙上ニ掲載ス

第三十四條 組合費及ビ基本金ハ組合名ヲ以テ確實ナル銀行ニ預入シ組合長ハ其證書ヲ保管スルモノトス

第八章 賞罰

第三十五條 組合員ニシテ功勞アルモノ品行方正優良ナルモノニハ表彰ス

第三十六條 組合員ニシテ組合ノ體面ヲ汚ス行爲アリタルトキハ理事會ノ決議ニヨリ組合長ノ命ヲ受ケ除名處分ヲスルモノトス

第九章 附則

第三十七條 組合支部ハ本部ノ規約ニ基キ支部規則ヲ規定スベシ

但シ理事會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 本規則ハ總會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上ノ賛成アルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

日本農民組合支部規約

第一條 本會々員十名以上ヲ有スル地方ニ於テハ本部ノ許可ヲ得テ支部ヲ設置スルコトヲ得

第二條 支部ハ本部ノ趣旨ヲ奉シ事業ノ發達ヲ圖リ會勢ノ擴張ヲ期スルモノトス

第三條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一 支部長 一名

一 委員 若干名

一 會計 一名

第四條 支部役員ノ職務權限選出ノ方法ハ本部規約ニ準ズ(支部委員ハ本部理事ノ任務ニ準ズ)

第五條 支部ハ毎年三月會員總會ヲ開キ本部大會ニ關スル事項及ビ會務會計ノ報告役員選舉ヲ行フ

但シ緊急ヲ要スル場合ハ臨時總會ヲ催スコトヲ得

第六條 支部ハ本部トノ協力ノ事業ヲ行フノ外宣傳會員相互ノ懇親和睦ヲ圖ル爲メ演說會、茶話會見學會慰安會ヲ催スモノトス

第七條 支部ハ會費一人ニ付一ヶ月金拾錢(雜誌代ヲ含ム)ヲ本部ニ納付シ他ノ金拾錢ヲ以テ支部事業ヲ行フモノトス

第八條 支部ハ必ズシモ支部ノ名稱ヲ付スルヲ要セズ

第九條 以上ノ外本規約ニ明文ナキモノハ本規約ニ準ズルノ外支部總會ノ議決ヲ俟ツモノトス

第一回大會は當日午前十時開會。出席者百二十名、來賓森本厚吉、鈴木文治氏等の祝辭演說ありたる後、杉山理事長議長席に就いて議事に入る。(一)出席者資格審査の件、(二)組合實狀報告、(三)規則改正の件

を議了したる後、(四)左の如き宣言、綱領主張を審議可決した。

日本農民組合宣言

農は國の基であり、農民は國の寶である。日本は未だ農業國である。國民の七割は田園に居住し、またその七割は小作人である。然るに積年の陋弊は田園に充ち、土地兼併の惡風漸やく現はれ、田園も遂に資本主義の侵略するところとなり、小作人は苦しみ、日雇人は歎く。茲に我等農民は互助と友愛の精神を以て解放の途上に立つ。

我等は飽迄暴力を否定す。我等は思想の自由と、社會公益の大道に従ひ、眞理を愛し、妥協なき解放を期せねばならぬ。即ち我等は唯農民の團結による合理的生産者組合により資本家に對抗するより外に道を持たないのである。

我等は急いではならぬ。土地の社會化も、産業の目的も一瞬にして成るものではない。春蒔く種は秋まで待たねばならぬ。既に國際労働會議は農民組合の自由を保證した。我等はこの世界の趨勢に従ひ倦むことなく歩みを続けねばならぬ。

田園に光明が漲るまでには尙幾百回の苦難を通過せねばならぬ。苦難を知らざる者は成功を知らざる者である。日本の農民よ、團結せよ！、然して田園に、山林に天與の自由を呼吸せよ。我等は公義の支配する世界を創造せんが爲めに此處に犠牲

と熱愛を捧げて窮乏せる農民の解放を期す。

日本農民組合綱領

- 一 我等農民は知識を養ひ技術を研ぎ徳性を涵養し農村生活を享樂し農村文化の完全を期す
- 二 我等は相愛扶助の力により相信じ相寄り農村生活の向上を期す
- 三 我等農民は穩健着實合理合法なる方法を以て共同の理想に到達せんことを期す

主張

- 一 耕地の社會化
- 二 全國的農民組合の確立
- 三 農業日雇労働者最低賃銀保證
- 四 小作立法の確立
- 五 農業爭議仲裁法の實施
- 六 普通選舉
- 七 治安警察法の改正
- 八 小作人の生活安定
- 九 農業補習教育の完成
- 一〇 農民學校の普及
- 一一 農村産業組合の完成
- 一二 農民金融機關の確立
- 一三 契約農業移民労働の廢止
- 一四 農民住宅の改善
- 一五 農村衛生の達成
- 一六 農業保險の實施
- 一七 農村婦人の向上
- 一八 農民藝術の發達
- 一九 理想的農村の設立
- 二〇 農民科學の確立
- 二一 農民生活の享樂

次に、(五)役員に關する件を議し、協議の結果左の如く決定。

組合長 杉山元治郎

理事 岩内善作、山上武雄、長村七郎、須永好、小林隆、稻垣常三郎

(六)(イ)各聯合會及支部に關する件(ロ)

地方農民組合と日本農民組合本部との連絡に關する件に就ては本組合は原則として各地農民組合を基礎とする聯盟の性質を有する旨の説明あり(ハ)會費に關しては左の如く決した。

(一)各支部及聯合會は所屬組合員十名以上百名に付壹圓宛本部費として納入するものとす

(二)千名以上二千名迄又は端數を加ふる毎に貳圓を増す

(三)平組合員として申込の分は毎月一人貳拾錢とす

(七)宣傳委員設置に關する件は理事會に一任することに決し、(ル)直接運動に關する件に就ては左の如く可決した。

(一)加盟組合に爭議あるときは各組合は出來得るだけ財的援助を爲す

(二)爭議に對しては本部は極力應援するものとす

(九)階級農會に對する件に就ては農會役

とす

員選舉は小作人階級の地位を保護する役員を選舉することに努力することに決し、(十)小作法案に關する件に就ては、小作制度調査會私案中一部修正して、之を日本農民組合案として輿論に訴ふることとなり、(十一)小作狀態調査に關する件に就ては、各支部に小作狀態調査委員を設け、之れが調査を爲し、常に本部に通報することに決した。

次に(十二)農村産業組合に關する件に就ては、現今の産業組合法を改正し、階級的に成立せしめ、消費組合を起し、信用組合及其他の組合をして小作人階級に適するよう改造し農民に奨励するよう日本農民組合に於て努力することに決し、尙其他數個の議案を議了したる後、最後に第二回大會を大正十二年四月初め神戸市に開催することを決して午後五時閉會した。

翌十日午後七時より同會館にて講演會を開催、仁科、杉山、賀川氏等本部員の外に有馬頼寧、森本厚吉、今井嘉幸の諸氏出演した。

尙ほ同組合は本部を大阪市北區西野田江成町三四四に置き、機關紙として『土地と自由』を發行してゐる。

同組合其後の運動を擧ぐれば、

岡山縣兒島郡藤田村都農民組合講演會(六月一日)

大阪府北河内郡山田村西方寺に於る第一回巡回農民學校(八月廿一日—廿七日)

淡路の西淡農民大會應援(十月廿八日)

尙ほ同組合が關係した小作爭議の中、主なるものを擧ぐれば、

兵庫縣印南郡伊保村の小作料爭議(四月)

同縣同郡志方村の小作料爭議(五月)

岡山縣兒島郡福田村の小作料爭議(五月)

兵庫縣飾磨郡置鹽村の小作料爭議(六月)

兵庫縣印南郡全般の小作料爭議(六月)

岡山縣邑久上道兩郡の小作料爭議(九月)

大阪府三島郡山田村の小作料爭議(九月)

京都府久世郡富野莊の小作料爭議(十月)

大阪府豐能郡萱野村の小作料爭議(十一月)

岡山縣兒島郡藤田組開墾地の小作料爭議(十一月)

大阪府北海内郡氷室村の小作制度爭議(十一月)

月)

岡山縣上道郡金田村の小作料爭議(十一月)

岡山縣兒島郡福田村の小作料爭議(十一月)

奈良縣生駒郡北倭村の小作料爭議(十一月)

大阪府北河内郡山田村の小作料爭議(十二月)

大阪府三島郡芥川村の小作料爭議(十二月)

大阪府北河内郡九箇庄村の小作料爭議(十二月)

京都府相樂郡祝園村の小作料爭議(十二月)

尙ほ同組合は八月二十七日午後一時より、大阪府下北河内郡山田村西法寺で組合理事會を開催した。

本部よりは賀川、杉山、仁科三理事、地方側よりは福島縣、東京府、愛知縣、大阪府、岡山縣の代表及び全國の關係者十數名出席。各所屬地方小作人組合及其運動の報告あつて、議事に入り、杉山理事長座席に着いて、各地方聯合會より提出されし事項を審議した。其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一 地主と共に事業を行ふの可否 小作人は大體に於て地主と利害の相反するものである。農民組合は農業關係者の組合である故に農民の爲め利する事業なれば事業を共にするも他は斷然共同せずと決定

一 大小麥(所謂麥作)其他の價格維持に關する運動 蠶業組合倉庫に依り種々の宣傳運動をなす事に決定す

一 地主の土地分譲に關する處置 最近地主が年賦償還等の方法で土地を小作人に分譲し又はまるで解放するものがある。之れに對し

ての組合の態度は自作農創定が理想であるが不可能であるから、其土地を産業組合部落有制度にすることにす。さすれば愛媛縣の宿村の如く地主は土地を小作人は勞力を提供して産業組合の所有とし、土地を社會化するこゝとが出来。故に問題がある毎に本部より調査研究をする事に決定

一 大會開催に關する件 來春二月神戸に開催
一 大會議員選出の件 從來一支部一名制度を廢して比例選出制度とす

斯くて同組合は八月下旬にして既に、群馬縣の三十八支部、岡山縣の二十支部、兵庫縣の十五支部、大阪府の十七支部を始めとし、二府十五縣に亘つて八十五支部、總數五萬四千六百名の組合員を有するに至つたと云ふ。

四 小作對策及施設

小作爭議各地に頻發し、小作問題が沛然として天下の問題となつた時、政府、地方官廳、政黨、公私團體及び當面の關係に立つ地主側のこれに對する方策は焦燥の氣に満ちたものであつた。然して此の全日本の大きな問題に對して、隻手決河を支へん

とする様な觀がされた。我々は茲に大正十一年中に行はれた各種の對策を各方面に就いて觀察しようと思ふ。

1 政府の對策

政府は大正九年十一月、農商務省に設置した小作制度調査會に特別委員會を開いて、種々なる小作對策に就いて調査審議を爲さしめた。該調査會の經過及び事業に就いては、後既に敘述を試みようと思ふが、其他に就て、政府が執つた對策及び行つた施設を擧ぐるならば、次の如きものがある。

- 農會法の制定
- 農商務技手の各地小作爭議實地調査
- 農商務省の小作保險法案準備
- 農商務省の全國小作慣行調査
- 農商務省の自作農創成案と逓信省の自作農創成低資貸付
- 内務省の小作法及小作爭議調停委員制度の起案

以下、右の中、主要なるものに就いて其の梗概を述べることにする。

1 農商務省小作制度調査會

同調査會は委員の多數が第三回國際勞働總會に際して渡歐した爲め、昨年七月以來休會して居たが、いよく二月より特別委

員會を開き、其の事業を再始することゝ成つた。今、其他の經過を摘記すれば、

- 第六回特別委員會(二月六、七、八の三日間)――農相官邸に開會
 - 一 第三回國際勞働會議の經過報告
 - 一 最近全國小作爭議狀況報告
 - 一 同調査會幹部立案の小作法案及び小作組合法制定要旨に關する審議(審議未了)
 - 第七回特別委員會(五月六、十一の二日間)――農相官邸に開會
 - 一 農家經濟調査結果報告
 - 一 同會委員立案の小作保險法案及び小作保險特別會計法案の説明
 - 第八回特別委員會(六月二十八―三十日、三日間)――農商務省商品陳列館に開會
 - 一 小作爭議調停案の審議
 - 第九回特別委員會(九月十八日)――農商務省會議室に開會
 - 一 小作爭議調停法案の審議
 - 一 委員總會附議事項打合せ
 - 第二回總會(九月十九日―廿一日、三日間)――農商務省會議室に開會
 - 一 小作爭議調停案の審議(原案可決)
 - 第十回特別委員會(十月廿五、廿六日、二日間)――農相官邸に開會
 - 一 自作農維持獎勵に關する件審議
 - 一 永小作に關する件審議
- 尙ほ左の總會で確定し又は委員會に提出された小作調停法案、小作保險法案及び自

作農創定原案を左に掲げよう。

u 小作爭議調停法案

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ其ノ土地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ調停ノ申立アリタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滞ナク之ヲ裁判所ニ送付シ且町村長ハ郡長ニ郡長ハ町村長ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ市町村長又ハ郡長ハ意見ヲ附スルヲ得

爭議數箇市町村又ハ數郡ニ亘ル場合ニ於テ市町村長又ハ郡長第一項ノ送付ヲ爲シタルトキハ其ノ旨關係市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第三條 爭議ノ當事者ハ第一條ニ定メタル調停ノ申立ニ代ヘ直接第一條ノ地方裁判所ニ對シテ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

裁判所前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ關係市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四條 市町村長又ハ郡長又ハ郡長第二條又ハ前條第二項ノ通知ヲ受ケタルトキハ裁判所ニ對シテ意見ヲ陳フルコトヲ得(追加以下逐條繰下ケ)

第五條 調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得口頭ヲ以テ調停ノ申立ヲ爲シタル

ル場合ニ於テハ市町村吏員、郡書記又ハ地方裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第六條 爭議ノ目的タル土地數個ノ地方裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管理地方裁判所ニ移送スルコトヲ得

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七條 當事者義務ノ回避其他ノ不當ノ目的ヲ以テ濫リニ調停ノ申立ヲ爲セリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ之ヲ關係市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第八條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟力繫屬スルトキハ調停終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第九條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ裁判所他ニ適當ナル者アリト認ムルトキハ先ツ之ヲシテ勸解ヲ爲サシムル事ヲ得

第十條 調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ組織ス

第十一條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫シメ地方裁判所長之ヲ指定ス

調停委員ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者又ハ爭議調停ニ適當ナル者ノ中ヨリ調停

主任之ヲ指定ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭任スルコトヲ得ス

第十二條 調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第十三條 調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス

第十四條 調停手續ハ之ヲ公開セス但シ調停主任力相當ト認ムル者ニ限り傍聽ヲ許スコトヲ得

第十五條 調停委員會ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス

前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ理由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス正當ノ事由ナクシテ出頭セサル者ハ五十圓以下ノ科料ニ處ス

第十六條 當事者多數ナル場合ニ於テ裁判所又ハ調停委員會必要アリト認ムルトキハ當事者ノ全部又ハ一部ニ對シ出頭スヘキ總代ノ選定ヲ命スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタル總代ノ全部又ハ一部力當事者ヲ代表スルニ適當ナラスト認ムルトキハ裁判所又ハ調停委員會ハ之ニ代ルヘキ總代ノ選定ヲ命スルコトヲ得

第十七條 總代ハ其ノ代表スル當事者ノ爲ニ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス總代數人アルトキハ共同シテ前項ノ權限ヲ行フ

第十八條 調停委員會ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムル爲メ之ヲ呼出ス

コトヲ得

前項ニ依リ呼出サレタル者參加ヲ承諾シタルトキハ之ヲ當事者トス

第十九條 當事者總代及前條ノ規定ニ依リ呼出

ヲ受ケタル者ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得此場合ニ於テハ調停委員

會ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス調停委員會ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第廿條 調停委員會ハ調停ノ爲必要ト認ムル處

分ヲ命スルコトヲ得

第廿一條 調停委員會ハ當事者又ハ總代ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據調ヲ爲スコトヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調ヲ爲サシメ又ハ之ヲ裁判所ニ囑託スルコトヲ得

證據調ニハ民事訴訟法ヲ準用ス證人及鑑定人ノ受クヘキ旅費日常及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス

第廿二條 費用ヲ要スル行爲ニ付テハ當事者ノ

一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第廿三條 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半

數ノ意見ニ依ル可同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニヨル

第廿四條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス評議ノ顛末並調停主任及調停委員ノ意見及多少ノ數ニ付テハ嚴ニ秘密ヲ守ルコトヲ要ス

調停委員カ前項ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第廿五條 當事者ノ請求アリタルトキ又必要アリト認ムルトキハ調停委員會ハ關係市町村長

郡長小作理事官及其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第廿六條 小作理事官ハ調停ノ期日ニ出席シ又

ハ意見ヲ陳フルコトヲ得

第廿七條 小作理事官ハ調停ノ爲必要ナルトキハ書類ノ提出ヲ命シ又ハ小作地ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證據ヲ携帶スヘシ

第廿八條 正當ノ理由ナクシテ小作理事官ノ職務執行ヲ拒ミ若クハ之ヲ妨ケタル者又ハ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若クハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第廿九條 申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ前項ノ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第卅條 調停委員會ノ調停ニ付テハ裁判所書記其調書ヲ作ルコトヲ要ス

第卅一條 期日ニ於テ調停成リタルトキハ裁判所ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者ニ送付スルコトヲ要ス

期日ニ於テ調停成ラサルトキハ調停委員會ハ適當ト認ムル調停條項ヲ定メ其調書ノ正本ヲ當事者若シ總代アルトキハ總代ニ送付スルコトヲ要ス當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ調停委員會ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

當事者又ハ總代カ異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨ヲ相手方ニ通知スルコトヲ要ス

第三項ニ依リ總代カ調停ニ同意シタルモノト看做サレタル場合ニ於テハ裁判所ハ調書ノ正本ヲ當事者ニ送付スルコトヲ要ス

第卅二條 調停ノ條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲サ、ルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負擔ス

第卅三條 調停委員會第七條第一項ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サ、ルトコトヲ得

ルコトヲ得

當事者又ハ總代カ異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨ヲ相手方ニ通知スルコトヲ要ス

第三項ニ依リ總代カ調停ニ同意シタルモノト看做サレタル場合ニ於テハ裁判所ハ調書ノ正本ヲ當事者ニ送付スルコトヲ要ス

第卅二條 調停ノ條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲サ、ルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負擔ス

第卅三條 調停委員會第七條第一項ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サ、ルトコトヲ得

第卅四條 調停成リタルトキ又ハ第卅一條ノ規定ニ依リ當事者又ハ總代カ調停ニ同意シタルモノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代ハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第卅五條 裁判所ハ調停力著シク公平ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス

第卅六條 調停ハ裁判所ノ認可決定アリタルトキハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第卅七條 調停終了シタルトキハ調停主任ハ關係市町村郡長及小作理事官ニ對シ其ノ顛末ヲ通知スルコトヲ要ス

第卅八條 調停主任必要ト認ムルトキハ調停ノ

經過ヲ公表スルコトヲ得

第卅九條 當事者總代又ハ利害關係人ハ手数料

ヲ納付シテ記録ノ閲覧若クハ謄寫又ハ其ノ正

本謄本抄本若クハ事件ニ關スル證明書ノ附與

ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得但シ當事者又

ハ總代カ事件ノ繫屬中記録ノ閲覧又ハ謄寫ヲ

爲ス場合ニ於テハ手数料ヲ納付スルコトヲ要

セス

第四十條 調停委員及第九條但書ニ依リ勸解チ

爲シタル者ニハ旅費日當及止宿料ヲ給ス

第四十一條 第三十九條ノ手数料及前條ノ旅費

日當止宿料ノ額ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 本法中郡長及郡書記ニ關スル規定

ハ北海道ニ於テハ支廳長及北海道屬島司ヲ置

キタル島嶼ニ於テハ島司及島廳書記ニ之ヲ適

用ス

本法中町村長及町村委員ニ關スル規定ハ町村

制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村長及町村吏員

ニ準スルモノニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

b 小作保險法案(要項)

(一) 總 則

一 小作保險ハ政府之ヲ管掌ス

二 小作保險ニ於テハ被保險者カ故意又ハ過失

ニ因ラスシテ收穫ノ減少ヲ來シタル場合ニ保險

給付ヲナシ其ノ對價タル保險料ハ國家地主及被

保險者ニ於テ分擔スルモノトス

三 小作保險ノ保險給付及保險料ハ平年收穫量

ニ基キ政府之ヲ量定ス

四 保險給付及保險料ニ關シテハ勸令ヲ以テ之

ヲ定ム但シ保險料ハ被保險者ノ小作收穫額ノ百

分ノ三ヲ越ユルコトヲ得ス

五 小作保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

六 小作保險事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ム

ル所ニヨリ無料トナスコトヲ得

(二) 保險ノ範圍

一 耕作ヲ目的トスル永小作者及土地ノ賃借者

ハ本法ニヨリ被保險者タルヘキモノトス

二 耕作ヲ目的トスル永小作及土地ノ賃借者カ

地主ノ承諾ヲ得テ其ノ權利ヲ他人ニ讓渡若クハ

轉貸シタル場合其ノ讓受人及轉借人ハ被保險者

タリシ前者ノ權利義務ヲ繼承ス相續ノ場合亦同

シ

三 被保險者ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ

於テハ被保險者タル資格ヲ失フ

イ 被保險者カ耕作ヲ目的トスル永小作者及

土地ノ賃借者タル資格ヲ失ヒタル時

ロ 被保險者カ引續キ二年間小作料ヲ滯納シ

又其ノ滯納額カ一年分ノ小作料額以上ニ達シ

タルトキ

ハ 被保險者カ小作地ヲ著シク荒蕪セシメ其

ノ小作地ニ永久ノ損害ヲ及ホスヘキ行爲ヲナ

シタルトキ

ニ 被保險者カ其ノ小作地ヲ耕作以外ノ目的

ニ使用シタルトキ

ホ 被保險者カ二年以上引續キ保險料ノ拂込

ヲナサ、ルトキ

四 小作保險ニ關スル必要ナル事項ハ命令ノ

定ムル所ニヨリ地主ヨリ保險官署ニ届出ヲナ

スヘシ

(三) 保險給付

一 被保險者カ故意又ハ過失ニ因ラスシテ收穫

量力其ノ平年收穫量ニ達セサル場合ハ平年收穫

量ヲ限度トシテ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ保

險給付トシテ受ケルモノトス

二 保險給付ヲ受ケヘキモノ一年間請求ヲナサ

、ルトキハ請求權ハ時効ニヨリ消滅ス

三 保險給付ノ請求權ハ讓渡又ハ差押ノ目的タ

ルコトヲ得ス

四 滯納小作料ニ對シ地主ハ被保險者カ受ケル

保險給付ノ上ニ先取特權ヲ有スルモノトス

(四) 保險料

一 保險料ハ國庫、地主及被保險者各三分ノ一

ヲ負擔ス

二 地主ハ命令ノ定ムル所ニヨリ自己ノ負擔ス

ヘキ保險料ト共ニ被保險者ノ負擔スヘキ保險料

ノ立替拂込ヲナスコトヲ得

三 被保險者カ六年以上引續シテ保險料ノ拂込

ヲナシ其ノ間保險給付ヲ受ケタルコトナカリシ

トキハ被保險者ハ掛金ニ相當スル金額一時割戻

ヲ受ケルコトヲ得滯納小作料ニ對シ地主ハ被保

險者ノ受ケル割戻金ノ上ニ先取特權ヲ有スルモ

ノトス

四 被保險者カ其ノ小作地ヲ購入シ新ニ自作農

トナリ其ノ間保險給付ヲ受ケルコトナカリシト

キハ掛金ニ相當スル金額ノ一時割戻ヲ受ケルコ

トヲ得

(五) 審査機關

一 小作保險ニ關スル平年收穫量ノ決定其ノ他重要ナル事項ヲ審査セシムル爲メ小作保險委員會ヲ置ク

二 小作保險委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

三 本法ニ基キテ發スル命令ハ小作保險委員會ノ審議ヲ經ルヲ要ス

c 小作保險特別會計法案(要項)

一 小作保險ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

二 本會計ニ於テハ地主及被保險者ノ保險料額毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ル、國庫ノ負擔タルヘキ保險料額積立金ヨリ生スル收入及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ保險給付トシテ支給セラル、一定金額掛金ニ相當スル割戻金額及經費並事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

三 本會計ニ於ケル歳入總額ニ超過スル金額ハ之ヲ積立ツヘシ本會計ノ歳計ノ不足アルトキハ積立金又ハ一般會計ヨリ之ヲ補足スヘシ

四 政府ハ毎年本會計ノ歳出ノ豫算ヲ調製シ歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

五 本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

d 自作農創定事業案(要項)

一 自作農地設定面積ハ一箇年一萬一千九百町歩ニシテ二百三十六年目ニ二百八十萬八千四百町歩ニ及フ

一 右所要資金ハ政府ヨリ貸付テ最初三箇年間ハ利子ノミヲ支拂ハシメ四年目ヨリ三十箇年間

ニテ年賦償還セシム利率ハ年三步トスル場合ハ田一反歩ノ購買者ノ支拂フヘキ年賦償還金ハ三十五圓七十錢五歩トスル時ハ四十五圓五十錢トナル

一 政府ノ右事業ニ要スル資金ハ租稅及ヒ公債ニ依ルモノトス土地購入者ヘノ貸付金利率ヲ年三步トスル場合ハ四億七百八十萬圓ヲ要シ三十箇年間ニテ支出スルモノトスレハ一箇年三千二百萬圓ヲ要ス又利率ヲ五歩トスル場合ハ二億一千二百七十萬圓ヲ要シ三十箇年間ニテ支出スルモノトスレハ一箇年一千六百七十萬圓ヲ要ス

一 一ヶ年二萬八千二百五十町歩ヲ創定スルモノトスレハ百箇年ニシテ二百八十二萬五千町歩ヲ自作農地ト爲スコトヲ得此ノ場合ニハ事業資金トシテ九億七千八百萬圓ヲ要シ卅箇年ニテ支出スルトセハ一箇年ニ七千六百八十萬圓ツ、チ支出スルコトヲ要ス(利率五歩ノ計算)若シ創定面積ヲ漸次増加スル時ハ同額ノ資金ニ依リ右年限ヨリモ短年月ニテ設定スルコトヲ得

一 自作農地ニ對シテハ地租ヲ免除スルモノトシテノ調査左ノ通り

地租免除見積表

所有耕地五反未滿免除	免租地面積	減稅額
一、八五三、一三五	六、四四四	六、四四四
一、三九一、三三七	一、四四三	一、四四三
二、六七四、五三一	二、七、八四一	二、七、八四一
二、七二〇、七〇六	二、八、二二八	二、八、二二八
三、九二二、六三八	四、〇、七三〇	四、〇、七三〇
二、九四三、六〇〇	三、〇、六三三	三、〇、六三三

マタ地租免除ニ伴ヒ府縣稅町村稅等ノ附加稅ハ左ノ通り輕減サル

附加稅減額見積表

所有耕地五反未滿免除	附加稅額	地租トノ合計
七、四八八	一三、九一三	一三、九一三
二、三二〇	四、五六一	四、五六一
一六、七七七	三、三三二	三、三三二
三、一七三	六〇、〇一五	六〇、〇一五
三、三六九	六〇、八三七	六〇、八三七
四七、〇六八	八七、七九八	八七、七九八
三、五九〇	六、〇三〇	六、〇三〇

尤モ免租ト同時ニ地方稅ヲ整理セサレハ右表ニ示サレタ附加稅ノ減少ハ他ノ稅率ノ増加トナリ地方稅ノ總額ニ於テハ變化無カルヘシ

ロ 農會法案の可決

二月十日政府より衆議院に提出したる農會法案は二十一日同院に於て可決せられ、更に同月二十五日貴族院に上程、三月二十日同院に於て可決された。それによれば農會の目的及び事業は左の如くである。

- 農會法第一條 農會は農業の改良發達を圖るを以て目的とす
- 同法第三條 農會は其の目的を達する爲左の事業を行ふ
- 一 農業の指導獎勵に關する施設
 - 二 農業に従事する者の福利増進に關する施設

- 三 農業に關する研究及調査
- 四 農業に關する紛議の調停又は仲裁
- 五 其の他農業の改良發達を圖るに必要な事業

而して右の第三條第四項によつて小作爭議を調停し又は仲裁することが農會の一職分となつたのである。因に此農會法は四月十一日を以て公布せられた。

ハ 農商務省小作慣行調査(要項)

農商務省が小作制度調査委員會の決議に基き、各府縣の農務課をして調査せしめた小作慣行調査の項目の概要は左の如くである。

- 一 小作契約の中、口約束に依つたものと小作證書に依つたものとの割合並その傾向如何
- 二 小作契約の期間並保證人、敷金又は保證金徴收の有無
- 三 現在の小作料は何を標準として定め、又小作料の種類、反當數量その他の收穫高に對する凡ての割合
- 四 納期、納入の場所、納入の際地主から供する慰勞米又は金品、酒食等の有無
- 五 滯納利息徴收の有無並之の利率等
- 六 耕地整理が小作慣行に及ぼした影響
- 七 獎勵米及び罰米の等級別分量等
- 八 小作契約の登記及び小作地に對する制限

- 九 永小作登記の有無及一般に普通小作と異なる點
- 十 小作に關する慣行の改善を要する點

ニ 逓信省の自治農創設資金貸付

逓信省にては簡易保險積立金の運用として、第二回の貸付を十月三十日決定して發表した。共貸付金額三百四十七萬九千圓中、百七十二萬四千圓(四九・六%)を自作農創設維持資金で新規貸付種目に加へたのである。

- 一 現に耕作に従事する者に對し自作の目的を以てする一町歩以内の土地購入資金但從來土地を所有するときは之を併せ一町歩を超えざるものなるを要す
- 二 一町歩以内の土地を所有する自作者に對し右土地購入の爲借入れたる高利債借替資金として廿五年以内の年賦償還方法に依り四分八厘の利率を以し貸付くることとなつて居るのである。

ホ 農業倉庫資金への貸付と農業倉庫現況

逓信省は簡易保險積立金運用に際し、其の第一回貸付にては二萬圓、第二回貸付にては九萬三千圓、計十一萬三千圓(貸付全額の一・二%)を農業倉庫資金に計上した。尙ほ農業倉庫の現況を示せば左の如くである。

況を示せば左の如くである。
(大正十一年八月末)
(現在農商務省調査)

一 經常主體		主體の種類	
		本年八月現在數	前年同月
産業組合		一、一七	八二七
縣郡町村農會		六九	五四
公益法人		五三	五二
町 村		一三	一二
合 計		一、二五二	九四五
二 總棟數		二、八〇九	二、二四六
三 總建坪		九四、七〇二、六〇五	七四、八六四、四一〇
四 總收容力			
イ 芝米	七、四七三、七八六	六、〇四九、二三八	依
ロ 藁	三二八、〇二〇	一四五、二〇〇	價
收容力が芝米二十萬俵以上に達する府縣を記すれば左の如し(單位芝米は俵、藁は貫)			
府 縣	總建坪	總收容力	
北海道	三、九五五、〇〇	三五九、一三五	
滋 賀	三、八四五、六九	二〇二、七二五	
長 野	二、七三四、五〇	一五八、六六〇	
山 形	三、一三五、五五	一〇一、八〇〇	
秋 田	二、二九七、二五	三二四、七二〇	藁
富 山	三、五九一、八六	三八、〇〇〇	
鳥 取	三、七九二、八〇	二二二、九五二	
		二二二、九五二	
		二二二、九五二	
		三三三、五九四	
		三三六、八九一	

岡山	三、三〇三、三一	蘭	二四三、九七六
香川	六、一一四、〇八		四〇、〇〇〇
愛媛	三、三二四、一二	蘭	五六五、四四八
福岡	二、八一七、九五		二八三、七三〇
熊本	一六、八五四、二〇	一、三九九、九二三	三一、三〇〇

2 各府縣及市町村團體の

對策及施設

小作問題に關しては、大正十一年は各府縣とも忙がしい一年を暮したのであつて、其の對策と施設に狂奔した様が窺はれる。農商務省と内務省との小作爭議及び小作慣行に關する調査に直接刺戟されて、各府縣が夫れに對する調査に従つたことは云ふまでも無いが、今、該調査以外に各府縣が行つた對策及び施設の主なるものを擧ぐれば、次の如くである。

- 一月
- 兵庫縣明石市の農事協調會創立協議
 - 島根縣の小作問題調査機關設置計畫
 - 栃木縣足利郡役所の土地分讓獎勵
 - 大阪府の自作農創成計畫
- 二月
- 静岡縣濱松稅務署の小作田租全免
 - 神奈川縣各都市農事主任會議の小作爭議對策

協議
滋賀縣の優良小作表彰

三月

岡山縣眞庭郡勝山町の小作米品評會並に小作人表彰式
群馬縣勢多郡の農事改良組合獎勵
和歌山縣の信用組合自作農獎勵規程

四月

岐阜縣の自作農獎勵金増額計畫
島根縣の自作農獎勵
和歌山縣當局の小作爭議對策協議
兵庫縣農務課の農事協調會組織計畫
群馬縣に於る農事組合の設置
栃木縣の農村餘剩勞力調査

五月

岡山縣當局の小作對策研究
和歌山縣當局の小作爭議に關する通牒
大阪府の農業用機械購入計畫
長野縣各都市農業技術員會議の小作對策協議
兵庫縣農務課の小作爭議防止計畫
愛知縣產業部の自作農創成計畫

六月

大阪府產業部の土地利用組合組織獎勵
長野縣社會課の小作爭議解決方法調査
静岡縣產業課の小作爭議解決法
愛知縣愛知郡の農政俱樂部組織

七月

富山縣主催地主協議會に於る小農保護策協議
香川縣警察罰令の一部改正（小作爭議の惡化を防ぐ爲め）

栃木縣足利市農事改良委員會の小作爭議解決策可決

八月

山梨縣主催農政研究特別委員會に於る小作問題對案協議
岐阜縣に於る自作農獎勵金の實施
大阪府泉北郡の農村問題解決策としての産業組合獎勵
大阪府南河内郡長の農事振興會設立
福岡縣京都郡行橋町大橋區の農業委員制度設置

九月

大阪府の自作農獎勵計畫と土地改良獎勵
島根縣の自作農獎勵計畫
大阪府の小作爭議調査機關設置計畫
大阪府北河内郡菅原村の農事協調會組織
大阪府中河内郡の地主小作協調會創設獎勵
兵庫縣明石郡伊川谷村の自作農獎勵

十月

熊本縣の小作慣行改善方策

十一月

岡山縣の地主小作協調會組織計畫
兵庫縣農務課の小作問題研究會設置計畫

十二月

大阪府の農村振興保險實施計畫

今、右の中特に注意すべきものを選び、左に之が概要を叙述しよう。

- 1 和歌山縣信用組合自作農獎勵規程
和歌山當局は小作爭議の頻發と自作農漸

減の傾向に對し自作農の維持及び創設を急務とし、而して之れが遂行機關としては信用組合を適當と認め、三月初旬信用組合自作農獎勵規程なるものを設け各郡市に通牒したが、同規程の要綱は左の如くである。

- 一 本組合は組合員にして土地を購入し又は買戻権附の土地を受戻して之れを自作せんとする者に對し其土地買入資金の特別貸付又は購入斡旋をなすものとす
- 一 貸付又は斡旋を受けんとする者は左の資格を具備するを要す
- イ 勤勉誠實にして貯蓄心あること
- ロ 農業を以て主業とし、現に五段歩以上の土地を耕作せること
- ハ 所有耕地八段歩以下なること
- 一 貸付又は斡旋は次の制限内とす
- イ 貸付金額は購入代金の三分の一とす
- ロ 購入土地及び従來所有せる耕地合せて八段歩以内
- 一 貸付は十箇年以内の年賦償還の方法に依る

ロ 岡山縣當局の小作對策研究

岡山縣當局は小作爭議の對策を講究する爲め五月四日縣廳内に社會課、高等課、保安課、國勢課勸業課及び縣農會主任を集めて種々協議したる結果、各方面に調査の必

要あることを認めたので、五月十四日各郡市農會、村農會、産業組合、社會事業協會等に對し左記要項の答申を爲すべく夫々通牒を發した。

- 一 地主小作問題解決に關し將來採るべき方針並に施設すべき事業計畫
- 一 自作農創成並に小農保護に關し將來採るべき方針並に施設すべき事業計畫
- 一 小作爭議解決の事例
- 一 地主小作の組合協調會を組織せるものあらば、其規約並に活動の状況及び之れが一般農村問題に及ぼせる影響
- 一 答申は二十五日限り當廳到着のこと

而して右諮問案に對し、折柄開催中の市郡勸業主任會議は十九日午前十時より委員を設けて審議したる結果、左の如き答申案を決定した。

△國家の施設に對する希望

- 農業保護の政策を講ぜられたきこと
(イ)農家の負擔を軽減する方法を講ぜられたきこと
(ロ)義務教育費の補助を増加せられたきこと
(ハ)地租を軽減せられたきこと
(ニ)自作農造成並に小農保護の方法を講ぜられたきこと
(ヒ)地租は累進率を設けられたきこと、耕地二町以下の地主に對しては登記税、所得税及び地租を免ぜられたきこと、低利資金を増額せられたきこと、(ヘ)米麥價格の安定を期

する方法を講ぜられたきこと、(二)農用器具機械輸入關税を免ぜられたきこと

△縣、郡、町村の採るべき方策

縣、郡、町村は各級農會産業組合等と協力して左記目的を遂行すること

- (一)農家の經濟を豊富ならしむること
- (イ)農業倉庫の發達並に之れが利用を圖ること、(ロ)地主の自覺を促し小作保護の施設を講ぜしむること、(ハ)農業經營の改善を圖り、米麥作の増收を期することを圖ること、(ニ)共同購買販賣並に共同耕作の發達を圖ること、(ホ)農業者を善導し眞面目に農事に従事せしむること、(ヘ)採草地の増加改善を圖ること
- (二)地主小作協調の機關を作ること
- (イ)地主小作協調會を設置すること(系統的に設置すること)(地主小作問題の研究、紛擾の解決、小作料の調査を爲すこと、農場の整理、納米期の調査を爲すこと、相互貯蓄組合を組織すること)
- (三)地主はなるべく農業耕作に従事すること
- (四)縣社會課の活動を促すこと
- (五)縣は農村思想の善導をなすこと

ハ 岐阜縣の自作農獎勵資金貸付實施

岐阜縣に於ては縣事業として自作農の増加を獎勵する爲め、同縣罹災救助資金中より五十萬圓を借入れて自作農獎勵貸付資金と爲し、尙簡易保險積立金中より五十萬

圓の配給を申請し、左記規則により九月一日より之れを實施することゝなつた。

岐阜縣自作農獎勵貸付規則

第一條 自作農ノ増加ヲ獎勵スル爲メ市町村又ハ産業組合ニ對シ本則ニ依リ資金ノ貸付ヲ爲ス

第二條 資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ自作耕地ニ供セントスル者又ハ自己ノ農業經營ニ必要ナル宅地若クハ宅地ニ供セントスル土地ノ購買資金トシテ貸付スルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

- 一 自己及家族ノ所有スル耕地又ハ宅地ト、購買セントスル土地トヲ合セ、耕地若クハ耕地ニ供セントスル土地ニアリテハ五反歩以上、宅地又ハ宅地ニ供セントスル土地ニアリテハ一反歩以上ヲ所有セサルコト
- 二 農業ニ從事シ勤勉ニシテ信用確實ナルコト

第三條 償還方法及利息ハ別ニ之ヲ公示ス
第四條 以下略

而して右の第三條に依る貸付金の償還方法及利息は左の如く公示された。

一 償還方法

- 一 貸付ハ半箇年賦償還貸付トシ元金ト利息トヲ合セテ之ヲ計算シ、毎年三月三十一日及九月三十日ノ二回ニ同一ノ金額ヲ償還セシム
- 二 貸付金ノ支拂金ノ支拂命令書ヲ毎年三月

三十一日ヨリ九月二十九日マテニ受ケタル者ハ其年九月三十日マテ、又九月三十日ヨリ翌三月三十日マテニ受ケタル者ハ最近ノ三月三十一日マテヲ据置期間トシ其期間ノ利息ハ据置期間終了ノ日ニ於テ償還セシム

三 貸付ハ前項ノ据置期間ヲ除キ十箇年トス但シ市町村又ハ産業組合ノ都合ニ依リ繰上償還スルヲ妨ケス

四 市町村又ハ産業組合ハ借入金及利息ヲ納入報告書ニ指定セラレタル場所ニ於テ契約書記載ノ年次表ノ通り償還スルモノトス

一 利息

- 一 一箇年三分トシ貸付金ノ支拂命令書ヲ受ケタル翌日ヨリ起算ス、但半年未滿ノ數ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス
- 二 据置期間内ハ金壹圓ニ付日歩八厘五毛ノ割合トス

尙本縣の産業組合に於ても二百五十萬圓を以て小農保護資金と爲し、之れを小農に貸付することゝした。

3 政黨の對策

各政黨の小作對策を一瞥するならば、

A 政友會

農村問題特別委員會(五月十九日)：小作問題に關する農商務省農政課長の説明聴取
同 上(六月二十四日)：左記問題に就き小委員會に於て調査せしむることに決定
農家經濟問題—米價問題—肥料問題—自

B 憲政會

政務調査總會(四月十日)に於ける坪井秀氏の農村問題に關する講話聴取
政務調査總會(六月二十八日)に於る紫安會長の小作問題に關する私案の提出と修正可決、並に該問題を關係部會に於て調査することに決定
小作爭議委員會(七月五日)：小作問題調査資料の蒐集を可決
農商務部會(十一月九日)：小作問題に關する協議

作農獎勵—農村思想問題—農村教育問題—農家副業問題

農村問題小委員會(六月二十九日)：農村問題に關する資料蒐集に決す

農村問題特別委員會(七月二十八日)：農商務省農政課長より小作爭議に對する當局の方針聴取、課長より小作爭議調停法案の綱要發表

農村問題特別委員會(十一月九日)：小委員に於ける蒐集資料の内容報告、農村問題に對し緊急對策を講ずべしと黨幹部に申出づることを決議

農村問題特別委員會(十一月十七日)：井上角五郎氏の自作農地租免除に關する意見聴取

農村問題特別委員會(十一月二十四日)：農商務省農務局長の農村及び農業事情に關する説明聴取

政務調査總會(十一月二十二日)―加藤政之助氏の「小作爭議解決自作農作成案」の提案

右の紫安新九郎氏の小作問題に關する提案を示せば、左の如し。

- 一 小作法及び地主並に小作農を指導すべき機關と仲裁裁判制度の制定
- 二 小作保險法及小作組合法の制定
- 三 地主及び小作聯合組合
- 四 金納小作制度
- 五 政府公債を發行して大地主の土地を買収し之を分割して附近の小作農に賣渡し年賦辨償の方法に依り公債を返還する方法
- 六 前項に據らざる場合の自作農の制定
- 七 米穀供給の國營
- 八 開墾を國營又は公共團體の經營とする事
- 九 官公有地は自作希望者に分讓する事
- 十 家産法の制定
- 十一 土地兼併を防止する土地所有面積の制限
- 十二 永小作權に關する解決
- 十三 小作人對地主の分配上の利害を一致せしむるの方法
- 十四 地租全廢又は累進税として免稅點を設くる事
- 十五 農家金融機關の改善又は創設
- 十六 農産物の販賣斡旋機關の創設
- 十七 物價調節によつて小作爭議を緩和する方策

C 國民黨

農業組合法案を第四十五議會へ提出
政務調査委員會(六月二日)―小作爭議及び農村問題に對する決議並に特別委員の囑託

全國縣郡農會に對する農家經濟に關する調査資料蒐集依頼(七月十九日)
尙ほ右の六月二日の決議は左の如し。

決議

今や農村は小作爭議、耕地返還、離村轉業、自作農減退、中産地主の滅亡など各種の問題續出し社會の組織を危くし更に農民の思想に動搖を來さんとせり、然るに未だ對策の以て見るべきものなし、若しこれの現狀を放任せんか農業の一大革命を來し食糧政策を破壊し終に國家の基礎を危くするや必せり、而してこの原因は悉く農家生活の不安に由來するものと斷ぜざるべからず、政務調査局は我黨主張にかゝる産業立國の一大趣旨に基き茲に農家經濟の調査を開始し更に進んで農業政策並に土地制度を確立し以て之を天下に分たんとす

第四十五議會へ土井權太氏の名を以て提出したる農業組合法案は左の如くである。

農業組合法

第一條 本法ニ於テ農業組合トハ小作條件ノ維持改善、組合員ノ共濟慰安、其他共同ノ利益

ヲ保護増進スルヲ以テ目的トスル小作人三十人以上ニ依リ設立スル社團法人ヲ謂フ但シ小作人ニ非サル者ト雖組合總會ノ決議ヲ以テ組合員ト爲スコトヲ得
小作人トハ永小作權者及耕作又ハ牧畜ヲ目的トスル土地賃借權者ヲ謂フ

第二條 農業組合ノ名稱中ニハ農業組合ナル文字ヲ用フヘシ

農業組合ニ非スシテ其名稱中ニ農業組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第三條 農業組合カ組合員ノ共濟慰安其他共同ノ利益ヲ増進スル目的ヲ以テ事業ヲ營ム場合ニ於テハ保險業法及産業組合法及産業組合法ヲ適用セス

第四條 農業組合ニハ所得稅、營業稅ヲ課セス組合ノ爲ス行爲ニ付テハ登録稅ヲ課セス組合ト組合員トノ間ノ法律行爲ニ關シテハ印紙稅ヲ課セス

第五條 組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間内ニ組合規約ヲ添へ主ナル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

組合規約ニ變更アリタルキ亦同シ

第六條 農業組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 名稱
- 二 目的
- 三 主ナル事務所
- 四 地域
- 五 組合員ノ資格ニ關スル規程
- 六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規程

- 七 組合ノ總會其他ノ會議ニ關スル規程
- 八 組合ノ代表者其他ノ役員ニ關スル規程
- 九 組合費加入金及會計ニ關スル規程
- 十 組合財産ノ管理ニ關スル規程
- 十一 組合ノ目的タル事業ニ關スル規程
- 十二 組合規約ノ變更ニ關スル規程
- 第七條 農業組合ノ登記スヘキ事項左ノ如シ
 - 一 第六條第一號乃至第四號
 - 二 設立ノ年月日
 - 三 理事ノ住所氏名
 - 四 監事ヲ置キタルトキハ其住所氏名
- 前項ノ事項中變更ヲ生シタルトキハ一週間内ニ其登記ヲナスコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス
- 第八條 理事及監事ハ必要アルトキニ限リ組合員ニ非サルモノヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得
- 第九條 民法第四十四條、第四十五條、第四十八條、第五十條、第五十二條乃至第七十條、第七十二條乃至第八十四條ノ規定ハ小作組合ニ之ヲ準用ス但シ總會ニ付テハ組合規約ノ定ムル所ニヨリ組合員中ヨリ選舉シタル代議機關ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得此場合ニ於テハ總會ニ關スル規定ハ之ヲ代議機關ニ準用ス
- 第十條 農業組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニハ民法第六十九條ノ規定ヲ準用ス
- 農業組合力合併ヲ爲シタルトキハ二週間以内ニ於テ合併後存続スル組合ハ變更ノ登記ヲ爲シ又合併ニ因リテ消滅シタル組合ハ解散ノ登記ヲ爲シタル合併ニ因リテ設立シタル組合ハ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十一條 地主ハ小作人カ農業組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ小作契約ヲ解除シ又ハ組合ニ加入セス若クハ組合ヨリ脱退スルコトヲ小作條件トナスコトヲ得ス
- 第十二條 農業組合ハ毎年一回組合ノ事業並ニ財産ノ狀況ニ關シ地方長官ニ報告ヲナシ併セテ之ヲ公告スヘシ
- 第十三條 農業組合ノ役員選舉又ハ決議ニシテ法令又ハ組合規約ニ違背スルトキハ地方長官ハ其取消ヲ命スルコトヲ得
- 第十四條 第五條ノ場合ニ於テ地方長官ハ組合規約カ法令ニ違背スルト認ムルトキハ其變更ヲ命スルコトヲ得
- 第十五條 前二條ノ地方長官處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ訴願ノ提起ハ處分決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三週間以内ニ行政訴訟裁決書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ四週間以内ハ之ヲ提起スヘシ
- 第十六條 農業組合解散シタルトキハ他ニ特別ノ規程アル場合ノ外第五條ノ手續ニ依リ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス
- 第十七條 農業組合ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ其目的ヲ達スル爲農業組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得
- 組合聯合會ハ他ノ組合聯合會ニ加入スルコトヲ得
- 第十八條 農業組合又ハ農業組合聯合會カ農業組合聯合會ニ加入シ又ハ脱退セムトスルトキハ總會ノ決議ニ依ルヘシ
- 第十九條 農業組合ニ關スル規定ハ農業組合聯合會ニ之ヲ準用ス
- 第二十條 第五條及第十六條ノ届出若クハ第十二條ノ手續ヲナサス又ハ第十三條ノ命令ニ違背シタルトキハ組合ノ代表者其他ノ役員ヲ各五十圓以下ノ過料ニ處ス其届出又ハ手續ヲナスモ實ヲ以テセサルトキ亦同シ
- 第二十一條 第十一條ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
- 第二十二條 農業組合ノ役員其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス賄賂ノ交付提供又ハ約束シタル者亦同シ
- 前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ沒收ス若シ其全部若クハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價格ヲ追徴ス
- 第二十三條 第二條第二項ノ規定ニ違反シタルモノハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
- 第二十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス
- 附則
本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前ニ設立シタル農業組合ハ本法施行後四週間内ニ第五條ノ手續ヲナスコトヲ要ス
農業組合ノ登記ニ付テハ産業組合法附則ヲ準

用ス

右の外、同成會に於ては六月二十一日、農村問題殊に小作問題につきて協議し、茶話會にては六月二十八日、小作問題に關し意見の交換をした。

4 公私團體の對策

公團體及び私團體が小作問題に對して如何なる態度を採つたかは、興味ある問題である。夫等の團體が地主の利益を代表するか、小作人の利益を念とするかは暫く措いて問はず兎に角、左に各種團體に就きて大正十一年中に於る其の小作對策を叙べよう。

a 農會

帝國農會

道府縣農會役員協議會(一月二十日—二十三日、四日間)——小作爭議に關する決議

高等農事講習會(三月)

米産費資料調査——一月の道府縣農會役員協議會の決議に基き、七月全國一齊に行ふ

通商總會(十月二十三日、二日間)——農業者の負擔輕減に關する決議

聯合農會

關西農會聯合協議會(六月二十七、八日、二日間)——兵庫縣農會主催、關西二府十七縣農會參

加、農村救濟決議

各府縣郡市町村農會

【大阪府】——府農會の部落農會其他協調的事業の獎勵(一月)——豐能郡農會の共同耕作組合金案(二月)——南河内郡農會の自治農獎勵(五月)

【兵庫縣】——縣農會の小作爭議解決策協議(一月)——有馬郡農會の農事相談所設置(四月)——縣農會の農事相談所設置決定(五月)——加古郡農會の小作爭議調査(五月)——明石市農會の農事協議會組織(五月)——縣農會の小作爭議に關する調査(六月)

【京都府】——府農會の農業改良策(一月)——紀伊郡農會の農事相談所設置(三月)

【岡山縣】——縣下郡市農會會長會議の小作爭議對策協議(一月)——縣農會主催地主會議の小作對策研究(二月)——縣農會の共同耕作組合金案(三月)——縣農會の農政方針協議(四月)——縣農會の小作地返還善後策考究(五月)——縣農會主催農事大會(十月)

【廣島縣】——縣下郡市農會會長會議の地主小作人協議方法議定(九月)——豐田郡農會主催各町村農會會長會議の地主小作人協議に關する施設事項協議

【山口縣】——縣農會の共同耕作組織(四月)

【鳥取縣】——縣農會の小作地返還狀況及び小作農狀況調査(四月)

【島根縣】——飯石郡農會の主催に係る農政研究會の設置(六月)

【滋賀縣】——縣農會主催地主會の土地分讓方法協議(三月)——縣農會の農業組合獎勵(三月)——縣農會主催第二回農事懇談會(三月)

【三重縣】——員辨郡農會の農村救濟建白書提出——縣農會主催地主懇談會に於る小作表彰金増額(十一月)

【愛知縣】——幡豆郡細地村農會の小作獎勵計畫(四月)——同郡西尾町農會の農業組織改善調査會組織(六月)——額田郡農會の農業經營方法宣傳(六月)

【静岡縣】——濱名郡農會の地主小作協調會組織(九月)

【山梨縣】——縣農會主催縣下各郡市町村農會理事會の小作爭議對策研究(三月)——縣農會主催第一回農政研究會と小作對策協議(六月)

【群馬縣】——縣農會の農村問題調査委員會規程及び農村指導員設置規程の決定(六月)

【栃木縣】——下都賀郡農會主催農事懇談會(二月)——縣農會主催町村農會會長並に精篤農家懇談會(三月)

【茨城縣】——縣農會主催、篤農家懇談會の小作爭議協議案(三月)——縣農會の小作問題調査(四月)

【宮城縣】——加美郡農會主催地主篤農家懇談會の小作人保護獎勵に關する事項協議

【福岡縣】——早良郡農會の小作爭議調停機關提案(三月)——同農會の農場委員制度(四月)

【長崎縣】——縣農會の模範小作農保護事業(二月)

【高知縣】——縣農會主催縣下各郡農會會長會議に

於ける農村救済策協議(十月)

b 協調會

農業委員會設置宣傳

小作問題調査部設置(五月)

c 業組合産

兵庫縣飾磨郡手柄村信用販賣購買組合の小地主創設案(一月)

山梨縣産業組合協議會に於る小作爭議對策決定(二月)

和歌山縣信用組合の自作農獎勵規程作製(三月)

福岡縣産業組合支會の小作爭議調停解決方策研究(九月)

熊本縣産業組合總會の小作爭議(九月)

岐阜縣産業組合の小作保護資金貸付(九月)

d 其他の團體

静岡縣小作協調聯合組合組織計畫(一月)

大谷派佛教協會社會事業調査部の小作爭議調停案立案(三月)

廣島縣福山市義倉財團の小作施設(四月)

岐阜縣農事協會の農政調査會組織計畫(五月)

福岡農政記者俱樂部の成立(五月)

和歌山縣農政俱樂部の農村問題對策考究(五月)

東京に於る佛教家中心の農村問題懇談會(五月)

岐阜縣農事協會總會の小作對策協議(五月)

岡山農政記者俱樂部主催全國農政記者大會

(十月)

北海道協會の土地割讓計畫(十月)

三重縣農政研究會の小作爭議調査(十月)

e 特殊機關

日本勸業銀行の全國小作料調査

日本勸業銀行の自作農特別低利貸付開始

廣島縣農工銀行の小作農特別低利貸付開始

今、左に右の中、注意すべきもの數項を選んで、叙述を試みようと思ふ。

イ 道府縣農會役員協議會の小作爭議に關する決議

一月二十日より二十三日まで四日間、帝國農會事務所に於て、道府縣農會役員協議會開催され種々協議されたが、就中「小作爭議に關する件」に就ては左の如き決議を見た。

決議

今や地主小作の紛擾は漸次各府縣に亘りて發生せんとし、農業の生産、町村の自治に悪影響を及ぼし延いて國家の基礎を危殆ならしめんとする傾向あり、之れが適當なる對策は到底農會の力のみを以ては遂行し得べきものにあらずと雖も其地方の事情に鑑み更に適當なる施設獎勵に努め尙其の筋に對し次の建議を爲さんとす

一 農會は時々地主小作問題の調査研究に對

する施設を講ずること

二 農會に於ては市町村若くは適當なる區域に地主小作協調に關する施設を爲すことを獎勵すること

三 小作農をして自作農たらしむる爲め必要なる施設を講ずること

四 適當なる方法に依り極力地主小作の自覺を促すこと

五 農業に對する社會の諒解を求め農業保護の必要を知らしむること

六 自作農創定の目的を達する爲め右に必要なる事項の施設を其筋に建議すること

七 農會をして小作紛擾に關する權威ある仲裁機關たらしむるやう農會令を改正せられんことを其筋に建議すること

八 農村負擔の輕減に對し充分考慮されんことを其筋に建議すること

附帶決議

一 小作法案に就ては帝國農會に於て更に研究せられたきこと

ロ 茨城縣農會主催篤農家懇談會の小作爭議協調案

茨城縣農會主催篤農家懇談會は三月二十七日、二十八の兩日縣會議事堂に開催、小作爭議協調策としての左の數項を可決した。

一 農會は講話會其他集會の機會に於て思想の善導化に努めること

二 地主は益々農事に關する知識を養ひ小作

人に對する施設實行に關し一層適切なること

三 農家の經濟を順調ならしむる爲め之れが指導をなすこと

四 凶作に於ては小作料を相當減額すること

五 産業組合の活動を期待し又は相互共濟組合を組織し低利金融の途を講ずること

六 地主小作者共同して金穀貯蓄の方法を講ずること

ハ 山梨縣農會主催縣下各郡市町村農會理事會の小作爭議對策

三月十、十一兩日開催されたる右會議に於て、小作爭議に關しては左の如き協定を見た。

小作問題に關し町村農會として採るべき方針

一 地主小作間の協調並に技術的方面農政講究の目的を以つて各部落を單位とする町村農會若くは之れに等しき小團體の組織を奨むること

二 町村農會に土地利用委員を設置し小作問題に就き豫め協調を保たしめ又爭議を生じたる場合には調停の任に當らしむること

組織の大要、委員總數の三分の一は地主中より、三分の一は小作人中より互選し、三分の一は學識經驗ある徳望家有力者其他より町村農會長之れを推薦す

三 舊來の小作慣行並に經濟生産調査を行ふ

農村問題

こと

四 田地小作料は分收法を奨むること

五 自作農獎勵の目的を以て左の事項に盡力すること

イ 大地主の了解を求め土地分壤を乞ふこと

ロ 小作人に對し道義心愛郷心並愛土心を一層涵養すること

ハ 産業組合の發展を期圖し資金の融通を求むること

ニ 低利資金の供給を求むること

六 農業の技術的發達を期待するの爲め縣費を以て各町村農會に技術員の派遣を請ふこと

七 地價修正並に地租減免に關し其筋に建議すること

ニ 廣島縣福山市義倉財團の小作施設

廣島縣福山市府中町財團法人義倉は百三十餘町歩の田と、多くの宅地畑地を有し、小作人約千戸を數ふる大地主なるが、各地に於ける小作爭議頻發の形勢に鑑み今回左の如き規程を發表し、直ちに實行する旨を四月二十一日の耕作大會に於て誓ひ、同時に盛大なる耕作會を開催した。

義倉耕地分壤規程

第一條 本財團ハ小作者ヲシテ自作農タラシメ、其福利ノ増進ヲ助クルト同時ニ地方農

業ノ振興ヲ企圖スルカ爲メ左ノ條項ニ據リ

本財團所有耕地ヲ各小作人ニ分壤ス

第二條 分壤スヘキ耕地ノ範圍ハ本財團理事會ノ決議ニ據リ之ヲ定ム

第三條 分壤ヲ受クヘキ小作者ノ資格標準ハ左ノ如シ

一 戸主及ヒ家族共ニ平素能ク業務ニ勉勵シ勤儉貯蓄ノ實ヲ擧ケ郷黨ノ信用厚キ者

二 耕地所在ノ村内ニ居住シ永久ニ自作農タルヘキ者

第四條 分壤スヘキ耕地ノ反別ハ一人(又ハ一家族)ニ對シ其既所有地ヲ通算シ一町歩以內トス

第五條 耕地賣渡代金ハ買受人ノ希望ニ據リ其價額十分ノ七以內ニ限リ其土地ヲ擔保トシテ一ケ年七歩以內ノ利率ニテ十五年以內ノ年賦償還ノ法ニ據リ貸與スルコトアルヘシ、但シ其買入以外ノ土地ヲ合セテ擔保ニ供スル時ハ買入價格ノ全部ヲ貸附クルコトアルヘシ

第六條 分壤スヘキ耕地ノ價格ハ耕地所在地ノ村長及ヒ義倉土地管理者トノ合議ニテ指名スル其地方ニ於ケル土地ノ事情ニ精通シ信用アル者一人(村長ニシテ管理者ヲ兼ヌル場合ニハ二人)ニ囑託シ其評定價格ヲ基礎トシテ義倉理事會ニ於テ之ヲ定ム

義倉小作人慶弔救濟規程

第一條 本財團ハ地主小作人間ノ親睦ヲ圖リ互助共存ノ實ヲ明ラカニスル一端トシテ左

ノ場合ニ於テ小作人ニ對シ金品ヲ贈呈シ慶
弔ノ意ヲ表シ又ハ其不幸ヲ救済ス

一 小作人又ハ其家族カ六十歳以上ノ年賀
ノ場合

二 小作人又ハ其家族カ大患ニ罹リタル場
合

三 小作人又ハ其家族カ死亡シタル場合
四 火災水害其他ノ天災不幸ニ遭遇シタル
場合

第二條 本財團土地管理者ハ前條ノ場合ニ於
テナルヘク速ニ本財團ニ通告スヘシ

第三條 義倉理事ハ時々其小作人所在ノ各町
村又ハ各部落ヲ巡回シ平素ノ勤勞ニ對シ慰
問シ又ハ懇談會ヲ催フスコトアルヘシ

義倉小作人追賞規程

第一條 本財團所有地ノ小作人カ官公署農會
又ハ請團體ヨリ受賞又ハ表彰セラレタルト
キハ之ニ對シ追賞トシテ金品ヲ贈呈ス

第二條 前條ニ該當スル小作人ハ其村ノ管理
者ヲ經テ本團ニ申出スヘシ

第三條 追賞ノ方法ハ左ノ如シ

一 市郡町村又其農會ニテ受賞ノ場合ハ其
半額ニ相當スル金品

二 縣、縣農會又ハ其他ノ官公署團體ヨリ
受賞ノ場合ハ隨時之レヲ定ム

義倉小作人子弟教養規定

第一條 本財團所有地ノ小作人又ハ其家族ニ
シテ農事講習會又ハ乙種農學校ニ入學セン
トスル者ニハ書籍代又ハ旅費滞在費ヲ支給
スルコトアルヘシ

三 小作法制定に就ては地方長官及帝國農會に
諮問せられたきこと

第二條 甲種農學校以上ノ學校ニ入學スル者
ニ對スル貸與ハ義倉貸費生規定ニ據ル

動力機貸與規定

本財團農力機(附屬農具共)ヲ購入シ之レヲ小
作人ニ貸與ス、但シ小作人以外ノ農業者ニモ使
用ヲ許スコトアルヘシ

和歌山縣農政俱樂部の農村問題對策

決議

和歌山縣農政俱樂部は五月十五日顧問會
を開いて協議することがあつたが、更に二
十八日に總會を開催して左の決議を爲し今
後大々的の運動を起すと共に一面政府に對
し適當なる施設の請願を爲すこととした。

政府への要望事項

一 米穀法の運用を適切にし生産費に伴ふ米價
の向上維持の方法を探られたきこと

附記 現下の状態の下に於て米一石の庭賣價
格は四十五圓に於て僅かに普通勞銀に相當す
る程度に過ぎず

二 自作農保護の方法を講ぜられたきこと

イ 自作農増加獎勵の方法として十五年賦以
上年利四朱以内の長期低利資金を潤澤に供
給せられたきこと

ロ 自作農家に對し地租課稅半減せられたき
こと

三 小作法制定に就ては地方長官及帝國農會に
諮問せられたきこと

縣及縣農會への要望事項

一 食糧農産物増殖方針を確立し必行要目を定
め統一的に實行の徹底を期すること

二 自給肥料増製の必行要目を定め統一的に實
行の徹底を期すること

三 農業勞力調節の爲め左記獎勵を爲すこと

イ 改良農具の使用並に役畜利用の獎勵及普
及

ロ 共同作業

ハ 適切なる農閑副業の獎勵

ニ 稻田裏作麥と綠肥作物段別の配合を適切
ならしむること

四 長期償還低利資金を潤澤に融通し以て自作
農増加の獎勵を講ずること

五 産業組合、農業倉庫の普及を計り一層其活
動を促すこと

六 農事實行小組の普及活動を促し自發的に
農業の共同改良を奨むること

七 中等農業教育就中農業補習教育又は中産以
下の農業教育の振興を期すること

八 町村農會の活動を促す爲め

イ 町村會技術員設置普及並に其位置安定の
方法を講ずること

ロ 農事實行組名の普及活動を促進すること

九 農業經營方法研究の施設を爲し其範を示す
こと

一〇 地主の自營を促し左の施設を獎勵するこ
と

イ 必ず若干の自家耕作を爲すこと

ロ 小作農に對し保證耕作を爲すこと

- ハ 小作人に對し耕地分壤の便を與ふること
- ニ 農事實行組合の設立を奨めて加入すること

ホ 其種配布、農具貸與、融通金等一層小作者の保護奨励方法を講ずること

5 地主の對策

小作問題に對して、小作人と共に直接の關係ある地主の對策は、之を各種に分つことが出来る。即ち第一は小作人を「慰撫」せんとするものであり、第二は小作人と「協調」せんとするものであり、第三は小作人に「對抗」せんとするものであり、第四は絶望して「土地放棄」を爲さんとするものである(尤も此の中には、利益計算の爲めにするもの、小作問題の紛雜より避けんとするもの、地主たることに思想上の乖離を感じるによるもの等種々あるが)、第五は小作人の「自作農化」を望むものであり、第六は新しき小作制度を創始せんとするものである。而して今日は此等の各種の態度が參差夾雜して、我國の全地方に表現しつゝあるに接する。我々は大正十一年中に於ける以上各種の對策につき主なるものを摘録して見よう。

a 慰撫的對策

群馬縣高崎市大地主櫻井氏の小作人慰安會 (二月)

福島縣下各地の地主の對小作人金融施設 (二月)

栃木縣下都賀郡壬生町地主小林氏の小作人表彰 (二月)

栃木縣地主會の模範小作者表彰 (三月)

兵庫縣美濃郡上淡河村地主百津氏の小作人慰勞會 (三月)

兵庫縣朝來郡粟賀村の社團法人小作者保護奨励會設置 (四月)

栃木縣第十四回地主會總會に於る土地購入奨励金増額決定 (四月)

栃木縣地主會の小作奨励米給與 (六月)

滋賀縣地主懇談會の模範小作人表彰 (六月)

滋賀縣野洲郡北里村井狩家共榮組合總會 (三月)

愛知縣東春日郡勝川町丹羽氏主催同和會 (三月)

同縣海部郡十四山村六條新田の地主小作人懇談會 (四月)

愛媛縣北宇和郡立間村勞資協調會の組織 (四月)

鳥根縣八來郡忌都村農事協會の設立 (四月)

岡山縣久米郡倭文東村地主水島氏の水島興農會組織 (六月)

c 對抗的對策

埼玉縣大里郡に於る豪農の機械力利用計畫 (二月)

大阪府豐能郡南豐島村地主の共同耕作計畫 (五月)

大阪府泉南郡南掃守村地主の自動耕耘機購入 (五月)

靜岡縣田方郡修善寺村地主の大農式輕營 (五月)

兵庫縣加古村尾上村地主の自動耕耘機使用 (五月)

靜岡縣濱名郡地主の地主合同大農組合組織 (六月)

大阪府南河内郡野田村地主西田氏の鮮人勞働者雇入 (六月)

名古屋市南區惟信町地主總會の小作料引下對抗協議 (七月)

愛知縣西春日郡豐田村大字青山の農事研究會(返還地耕作の爲め)の組織 (七月)

d 土地放棄

靜岡縣富士郡地主松永氏の在地解放 (一月)

相馬子爵の所有地賣却 (二月)

香川縣下地主の所有地壞渡 (三月)

甲府市若尾氏の土地分壤計畫 (三月)

山口縣大地主の土地賣却傾向 (六月)

北海道に於る有島武郎氏の農場放棄 (七月)

岐阜縣上郡八幡町地主堀井氏の土地分壤 (八月)

佐賀縣杵島郡西川登村地主樋口氏の土地分壤

壤(八月)

鳥取縣氣高郡正條村地主木下氏の土地分壤

(九月)

岐阜縣下大地主連の土地分壤(九月)

埼玉縣下地主連の在地國有運動

自治農化策

大阪府泉北郡東百舌島村唯妙寺料地の土地

折半無償分壤(六月)

和歌山縣伊都郡笠田町地主稻本氏の自作農

獎勵(六月)

新小作制度の創始

九州大學助教授伊藤兆司氏の新小作制度實

施(十月)

右の中、其れの幾何が實際に實行されたかは明らかとし得ないのであるが、しかし假令計畫にもせよ、かゝる事柄が計畫されたと云ふ所に、社會的意味が有することを没却する譯には行かない。今、左の中より特に注意すべき事項を抽出して、これが大要を述べるであらう。

イ 静岡縣大地主松永安彦氏の土地解放

静岡縣富士郡加島村松永安彦氏は縣下第一の大地主として約六百名の小作人を有するが、自作農獎勵の主旨の下に其小作人に土地を解放することとし、一月下旬之れを發表した。其方法

は買受希望を有する小作人と個人的に直接協議をなし相當時價にて契約を締結するのであつてその條件は、即金に非ざる者は契約の際二割以上の手附金を入れること、本年度の納米は全部小作人の收得とすること、而して今後該耕地を轉賣するが如き場合には一應松永氏の諒解を求むること等である。従つて小作人には殆んど齒がたゝず、買受申出は極く稀であると。

ロ 相馬子爵の所有地賣却

子爵相馬孟胤氏は福島縣相馬郡中村町の所有地を解放して小作人等に賣却することとし、二月初め借地人二百七十二名を招いて其顛末を發表した。それによれば賣却の土地は中村町附近にして、學校敷地、城跡、公園社寺等を除いて宅地三萬坪、畑十九町歩、田四町歩である。賣却の方法は小作人に優先權を與へ、その價格は地方名望家三名に依頼して標準を定めしめ、それを參考として決定することとし、又資力なきものには本縣農工銀行より融通せしめる。今回賣却するに至つた理由は第一には町の發展上町會議員が土地の解放を要望しつゝありしこと

、第二は小作爭議の勃發を慮れたることであつた。従つて賣却の動機も、條件も、何等小作人に特殊の恩惠を與ふる力のないことは明かであ

る。之れに對し中村町民は金策に窮し、その對策を講ずべく『借地人會』なるものを急設し、七日町會議事堂に會合を催したる結果『價格は現在小作料の廿倍とし、四ヶ年据置き、五年目より五ヶ年賦にて償還すること』を決議し、二百十二名の借地人連署にて相馬家に嘆願することとした。

ハ 有島武郎氏の農場拋棄

有島武郎氏は父祖の遺産より生ずる不勞所得を苦痛とし、之れが拋棄に就て考慮しつゝあることは豫て傳へられて居つたが、遂に七月に至り北海道膽振國虻田郡狩太村にあるその所有農場約四百五十町歩を全部無償にて小作人に讓與することに決心し、同月十七日同農場に赴いてその旨を發表した。今氏の個人雜誌『泉』の創刊號に出てゐる『小作人への告別』によつて氏の本旨並びに將來の措置に對する氏の意向を窮ふに左の如しである。

『私は親から讓られたこの農場を持ち續けて行く氣持が無くなつてしまつたのです。で私は母や弟妹に私の心を打明けた上、その了解を得て、この土地全部を無償で諸君の所有に移すことになつたのです。』

かう申出たとして誤解をして貰ひたくないのは、この土地を諸君の頭數に分割して諸君の私有にするに云ふ意味ではないのです。諸君が合同してその土地全體を共有するやうに御願ひするのです。……

……今後の諸君のこの土地に於ける生活は、諸君が組織する自由な組合といふやうな形になると思ひますが、その運用には相當の習練が必要です。……けれども是等巨細に互つた施設に關しては、札幌農科大學經濟部に依頼し、具體案を作製して貰ふことになつてゐますからそれが出來上つた時、諸君がそれを研究して適切だと思つたらそれを採用されたらかならず實際の上にて便利でせう。……」

ニ 九州大學助教授伊藤兆司氏の新小作

制度實施說

九州大學農學部助教授伊藤兆司氏はその所有地十數町歩を向後二十箇年間從來の小作料を約一割増とする代りに、この年限後にはその小作地を全部小作人の所有に歸せしむるの案を立て十月上旬小作人五六十名を集めてその實施を發議したとのことである。

第三 雜

1 農民聯盟の成立

横井時敬氏を會長とし、其の賛助人には

農村問題

床次竹次郎、横田千之助、武富時敏、望月小太郎、下岡忠治、武藤金吉、齋藤宇一郎、井上角五郎等の代議士を列べ、全国各地の多數實業家地主の賛成の下に成つた「農民聯盟」は十一月二十三日午後一時より、東京丸の内鐵道協會に於て發會式を舉げ、各府縣會員の集るもの約三百名、左の宣言と決議とを滿場一致で可決した。

宣言

機は既に熟して農民聯盟は組織せられた農民聯盟は全國農民の協同勢力によつて利を進め害を除き以て農業の發展と農村の繁榮とを圖るを目的とする（中略）現に今農民は世に相當の待遇を受くることが出來ず不公平にして且つ苛重なる負擔に苦み人心漸く農業に背かんとする而かも近時小作爭議の如き不詳事各地に頻出し不健全なる思想は天下に瀰漫して住民の平和を壞り農村荒廢の端將に開かれんとするの虞がある（中略）農民聯盟は敢て地主、小作、自作、勞働者などの階級を一部人士の唱ふるが如く差別的觀念に由つて觀るものでなく共存共榮自助自救の大義に原づき此等凡ての民衆の幸福上進を圖り農村繁榮の道を講じ延いて國本の確立を朝するにあるのである

決議

一 農務省の獨立を期す

- 一 農民負擔の輕減を圖り農村の振興を期す
 - 一 衆議院議員選舉法別表を改正し市郡と郡部との公正を期す
 - 一 正當なる米價の維持を期す
 - 一 國民思想を善導し農村文化の進展を期す
- 其後、十一月十七日には宇都宮市で、下野支部の發會式を舉げた。

2 農政研究會主催全國農

民大會

三月十四日、衆議院へ各派共同提出にて「農家負擔輕減に關する件」「農具關稅撤廢の件」「農具發明獎勵の件」の三建議案を提出した農政研究會は帝國農會と共同主催にて同十九日午後一時半より、東京丸の内鐵道協會に於て、全國農民大會を開いた。參會者五百名、宣言及び左の協議事項を可決し、實行委員を指名して、大臣及び各政黨訪問を爲さしむることとなり、翌第二日目は帝國ホテルに於て、關係各大臣 貴衆兩院議長其他を招待して實行委員より諸般の報告を爲した。

協議事項

- 一 農務省新設の促進を圖ること
- 二 農業者の公課負擔の輕減を圖ること
- 三 次回の總選舉には農業に理解ある議員を大多數選舉すること